

(第一類 第二号)

第一百六十二回国会

法 務 員 会 議 錄 第十六号

(二六九)

平成十七年五月十日(火曜日)  
午前九時三十二分開議

出席委員

委員長

塩崎 恭久君

理事

田村 憲久君

理事

三原 朝彦君

理事

津川 祥吾君

理事

山内おさむ君

理事

秋葉 賢也君

小野 晋也君

左藤 章君

笹川 嘉君

園田 博之君

松島みどり君

森山 真弓君

柳澤 伯夫君

加藤 公一君

近藤 洋介君

樽井 良和君

中塚 一宏君

松野 信夫君

江田 康幸君

計屋 南野知恵子君

七条 明君

辻 茂之君

大輔君

松本 圭宏君

辻 茂之君

同日 辞任

園田 博之君

河村たかし君

仙谷 由人君

中塚 一宏君

計屋 南野知恵子君

七条 明君

辻 茂之君

同日 辞任

坂本 哲志君

近藤 洋介君

中塚 一宏君

計屋 南野知恵子君

七条 明君

辻 茂之君

同日 辞任

園田 博之君

河村たかし君

中塚 一宏君

計屋 南野知恵子君

七条 明君

辻 茂之君

同日 辞任

園田 博之君

河村たかし君

中塚 一宏君

計屋 南野知恵子君

七条 明君

辻 茂之君

同日 辞任

園田 博之君

河村たかし君

中塚 一宏君

計屋 南野知恵子君

七条 明君

辻 茂之君

同日 辞任

園田 博之君

河村たかし君

中塚 一宏君

計屋 南野知恵子君

七条 明君

辻 茂之君

同日 辞任

園田 博之君

河村たかし君

中塚 一宏君

計屋 南野知恵子君

七条 明君

辻 茂之君

同日 辞任

園田 博之君

河村たかし君

中塚 一宏君

計屋 南野知恵子君

七条 明君

辻 茂之君

同日 辞任

園田 博之君

河村たかし君

中塚 一宏君

計屋 南野知恵子君

七条 明君

辻 茂之君

同日 辞任

園田 博之君

河村たかし君

中塚 一宏君

計屋 南野知恵子君

七条 明君

辻 茂之君

同日 辞任

園田 博之君

河村たかし君

中塚 一宏君

計屋 南野知恵子君

七条 明君

辻 茂之君

同日 辞任

園田 博之君

河村たかし君

中塚 一宏君

計屋 南野知恵子君

七条 明君

辻 茂之君

同日 辞任

園田 博之君

河村たかし君

中塚 一宏君

計屋 南野知恵子君

七条 明君

辻 茂之君

同日 辞任

園田 博之君

河村たかし君

中塚 一宏君

計屋 南野知恵子君

七条 明君

辻 茂之君

同日 辞任

園田 博之君

河村たかし君

中塚 一宏君

計屋 南野知恵子君

七条 明君

辻 茂之君

同日 辞任

園田 博之君

河村たかし君

中塚 一宏君

計屋 南野知恵子君

七条 明君

辻 茂之君

同日 辞任

園田 博之君

河村たかし君

中塚 一宏君

計屋 南野知恵子君

七条 明君

辻 茂之君

同日 辞任

園田 博之君

河村たかし君

中塚 一宏君

計屋 南野知恵子君

七条 明君

辻 茂之君

同日 辞任

園田 博之君

河村たかし君

中塚 一宏君

計屋 南野知恵子君

七条 明君

辻 茂之君

同日 辞任

園田 博之君

河村たかし君

中塚 一宏君

計屋 南野知恵子君

七条 明君

辻 茂之君

同日 辞任

園田 博之君

河村たかし君

中塚 一宏君

計屋 南野知恵子君

七条 明君

辻 茂之君

同日 辞任

園田 博之君

河村たかし君

中塚 一宏君

計屋 南野知恵子君

七条 明君

辻 茂之君

同日 辞任

園田 博之君

河村たかし君

中塚 一宏君

計屋 南野知恵子君

七条 明君

辻 茂之君

同日 辞任

園田 博之君

河村たかし君

中塚 一宏君

計屋 南野知恵子君

七条 明君

辻 茂之君

同日 辞任

園田 博之君

河村たかし君

中塚 一宏君

計屋 南野知恵子君

七条 明君

辻 茂之君

同日 辞任

園田 博之君

河村たかし君

中塚 一宏君

計屋 南野知恵子君

七条 明君

辻 茂之君

同日 辞任

園田 博之君

河村たかし君

中塚 一宏君

計屋 南野知恵子君

七条 明君

辻 茂之君

同日 辞任

園田 博之君

河村たかし君

中塚 一宏君

計屋 南野知恵子君

七条 明君

辻 茂之君

同日 辞任

園田 博之君

河村たかし君

中塚 一宏君

計屋 南野知恵子君

七条 明君

辻 茂之君

同日 辞任

園田 博之君

河村たかし君

中塚 一宏君

計屋 南野知恵子君

七条 明君

辻 茂之君

同日 辞任

園田 博之君

河村たかし君

中塚 一宏君

計屋 南野知恵子君

七条 明君

辻 茂之君

同日 辞任

園田 博之君

河村たかし君

中塚 一宏君

計屋 南野知恵子君

七条 明君

辻 茂之君

同日 辞任

園田 博之君

河村たかし君

中小企業あるいは零細企業の皆さん、金融の何かい方法がないかということも相当悩んでおられるんですが、中小企業庁としてはどういう認識を今持つておられるんでしょうか。

○鈴木(正)政府参考人 ただいま委員御指摘のとおり、中小企業の景況には弱い動きがございましたで、とりわけ小規模企業を中心に厳しい状況にござります。

今委員から御指摘ございました資金繰りでござりますけれども、中小企業全体の資金繰り、これは例えば日銀短観の資金繰りDIを見ますと、七年から八年にかけましてはマイナスの二五まで悪化いたしましたけれども、二〇〇五年の一月期にはマイナスの五まで改善しております。

このように、中小企業全体の資金繰りは落ちつきましたが、中小企業全体の資金繰りは非常に厳しいものがございまして、独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施しております資金繰りDIを見ますと、中規模企業に比べまして回復の動きが極めて弱い状況でございまして、この一月期でもまだマイナスの二一という状況でございます。

私ども、中小企業をめぐる金融状況を引き続き十分注意することが必要であると考えております。それで、今後とも、政府系金融機関また信用保証協会を活用いたしまして、中小企業金融の円滑化に取り組んでいくことが必要と考えております。

○山内委員 これまでの我が国の中あるいは零細企業の皆さん、資金を得るために、どうしても不動産担保に頼ったり、あるいは個人保証、経営者の個人保証もですけれども、第三者まで頼んで借り入れをしなければならなかつたわけです。ところが、中小企業の中でも元気のいい会社もございまして、そういうところは社債あるいは株式を市場に放出して、しっかりと一般投資家から信認をいただくというような動きも出ております。

そういう動きを加速させるためには、やはり中小企業の会計の仕組みをしっかりとさせることができます。

まず大事だと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○鈴木(正)政府参考人 ただいま委員御指摘のとおり、元気のいい中小企業、この資金調達の円滑化をするためには、私ども、会計をより信用力の高いものにすることが必要だと考えております。

私ども、中小企業が担保や保証に過度に依存せずに資金調達を行いまして、また、新たな取引先の信頼を確保するために、財務諸表の質の向上が重要という観点から、平成十四年六月でございましたけれども、「中小企業の会計」を取りまとめて、その普及に努めているところでございます。

この「中小企業の会計」は、第一歩といたしまして間接金融によります資金調達力の強化を図ることでござりますけれども、次の段階といたしましては、例えば社債の発行、こういうことにも念頭に置きまして、会計の質の向上を図つて、くといふことが必要だと考えております。

○山内委員 後で「中小企業の会計」についての論点は聞こうと思つていますけれども、最低資本金制度が撤廃されたということによつて、やはり一つには、マイナスの部分でいえば、しっかりとした会社かどうかを見分ける能力が、債権者やあるいは金融機関に審査能力が求められる時代になると、思つうんですね。つまり、いいかげんな会社とうかと思つたくなりますけれども、名目的な会社というのもふえていくんじゃないかと思うんですね。

しかし、もう一つ、今度はメリットという面でいくと、ベンチャー企業が、よし、一旗上げてやろう、そういう社会を拓くことにもなると思いまして、借り入れをしなければならないわけですね。

特に、そのメリット、つまり、先日来の審議で聞いていますと、最低資本金制度を撤廃したことによって特区では一割ぐらいの会社がふえた、起業家がふえたということもあるようですが、やはりそのメリットというものも大切にしていかなければなりません。

決算書を見抜く力、あるいは決算書を信頼しても、今までの顧客とかあるいは消費者の方だけをらって金融機関や市場に信認を得ていくということが必要だと思っています。

○鈴木(正)政府参考人 お尋ねの件でございますけれども、役員の中に財務関係の専門家を置く、それを自分の会社の体力とか体質というものをよく知ることがまず大事じやないかと思うんですね。確かに金融の道を求めることは確かに大事でしようけれども、自分の会社が今どの辺にいて、どういふう能力があるのかということを見るためにも、中小企業の会計をきちんとしておくことが大切だうかと思つていています。

このたびも、会計参与の仕組みというのができ上がつたわけですから、この会計参与は、中小企業や零細企業の経営状況を改善していくための一方策として考えられているということなんですが、信用性を高めていく上で、どういうことを主眼にして導入されたんでしょうか。

○鈴木(正)政府参考人 私ども、この会計参与は、中小企業にとって非常に重要なと考えております。この今御審議いただいております法律で今度新設されます会計参与でござりますけれども、これは、取締役と共同して計算書類の作成、説明、また開示に係る責任を負う会社の内部機関として会社の任意で設置できるものということでございまして、私ども、このよくな会計参与は、会社及び第三者に対しまして責任を負いまして計算書類の作成、開示を行うということで、中小企業の計算書類の質の向上と透明性の確保、こういうものが促進されるというふうに考えるところでございまして、真っ先に出てきておりますのが、これは神田秀樹東大教授あるいは森本滋京都大学教授からも言われてるんですけど、よくわからないままにこの制度の採用が決まつてしまつたという指摘、あるいは会計参与の基本的役割がよくわからぬと両教授が述べておられます。私たちはやはり法制審議会のメンバーでもある両教授のこの發言についてはすごく気になるんですが、このお二

人の先生は何を指してこういう発言をされておられるのか、おわかりになるでしょうか。

○南野国務大臣 先生の御懸念はそのとおりだと思つておりますが、かねてより、会計監査人による監査が強制されない中小企業の計算につきましても、専門家の関与によりその適正を確保する制度を設けるべきであるとの指摘がなされておりました。そして、有限会社形態と株式会社形態との一体化を初め中小会社法制の抜本的な見直しについての議論がされたこのたびの法制審議会におきましては、中小企業の計算の適正さの確保が緊密の課題と認識されるに至つたということをございました。

この点につきましては、関係各方面から多数の意見が寄せられておりましたが、これらの意見を踏まえまして提案されましたのが会計参与制度でございまして、会計参与となる立場にある公認会計士側の方または税理士側、これは双方からも賛成をいただき、導入の運びになつたものと仄聞しております。

○山内委員 最後におっしゃいました税理士会とか公認会計士協会の理解が得られたということはわかるんですが、このお一人の教授の発言についても最終的には法制審議会で理解が得られたというような認識を持つてよろしいんでしょうか。——

それから、こういうことを指摘される方がおられます。もともと、計算書類あるいは決算書、損益計算書などは、とにかく会社の人が、中の人があしかりと正確なものを制作するべきなんだ。だから、まず社内の人たちを教育したり、中あるいは零細企業でコストがかかるかもしれないけれども、大学の法学部を出たり、後で聞こうと思つていますけれども、会計専門職の大学院を出たような方を積極的に採用するなどして、会社の中で信頼にたえるような帳簿をつくっていくべきだという議論がありますよね。

ることのないよう適切な手段をとるべき義務を負っていると思います。

その具体的な手段については、そのときの状況とか機関の設計により異なると思いますけれども、まず、きちんと取締役会において、こういう事実があるというような意見を述べるべきではないか、それがまた一つの手段ではないかといふうに思います。

○山内委員 取締役会に出席する義務が、会社の機関として求められるわけですね。ですから、そこに出でて、今取締役がしようとされたり自分に命じられていることは、こういう点が問題で、こんなことをやつたら会社が危うくなりますよ」というようなことを積極的に発言して、取締役の例えは改ざんとか証拠隠滅とかそういうことを未然に防止する義務があるということでよろしいんでしょうか。

○富田大臣政務官 先生御指摘のとおりだと思います。

○山内委員 それでも言うことを聞かない場合がありますよね。つまり、取締役が私腹を肥やすためにそつしているんだったら、それはもう許すべからざることなんでしょうけれども、そうすることが会社のためになるんだと思う経営者もおりませんよね。だから、会計参与としては、本当にそういう人を根本から考え方を改めさせて、取締役会で言つたのに説を曲げない、そういう場合に、会計参与は今度は株主総会とかはどういう行動をとることが求められるでしょうか。

○富田大臣政務官 これは法案の第三百七十七条第一項に規定がございますけれども、取締役と意見を見異にする事項について意見を述べることができるというふうに規定されておりますので、株主総会で今のような事実を会計参与の方から指摘して、株主総会の判断を仰ぐといふことが考えられるといふことです。

○山内委員 つまり、会計参与が自分をやめさせるあるいは取締役をやめさせるのかの判断を求めるということになつたり、あるいは会計参与の

職を辞するというところまでやはりそういう場合はいくんでしようかね。

それから、共同作成というのは、取締役やあるいは理担当の職員、従業員さんがつくった帳簿には印鑑を押すというのではないわけですよ。つまり、会計参与はやはり独立した立場で、かつ専門的な立場で、判こを押すことについても会社に厳しくことも言つていかなければいけない」ということなんですが、法案を見てみますと、兼職の禁止は言つてあるんですけれども、もっと独立性を確保するという、その地位を保障するにはもう一つ何か欠けているような気がするんですね。

例えば、よくこの会社法で連結のこととか親子会社の関係とかが、これは大手向にはまた新たな仕組みが必要でしようねというような議論がこの委員会でも繰り返しされていますけれども、例えば親会社の経営者が会計参与を子会社に雇えと言つたり、そういうめり張りというか独立性が不十分じゃないかと思うんですが、この点、独立性に関して何か御意見はございませんか。

○瀧副大臣 委員御指摘の、会計参与、独立性をもう少しこの条文上でも位置づける必要があるんじゃないいか、こういう御趣旨かと思います。私も実はそういうふうに思いますけれども、基本的に会計参与の業務というのは、計算書類の作成あるいは保存、開示、こういうような義務を負つてゐるわけでござります。

そういう中での問題でござりますけれども、条文を立てる際の考え方としては、会計参与というのは、例えば親会社の参与と子会社の参与を兼ねても、業務そのものからすると、必ずしも、親会社の意向に左右されるような、そういうような業務とは違うんじゃないだろうか、こういうようなことから、条文上の配慮は、そういう意味での独立性を特に求めるような規定を置いていないわけだと思います。

○山内委員 つまり、会計参与が自分をやめさせることになつたり、あるいは会計参与の

は親会社の監査役であつても子会社の監査役を兼ねてできる、こういうようなこともございますので、そういう意味で、特に親子会社を兼ねても独立性という意味からはそれほどの問題がないのかな、こういうような立て方をいたしているのが基本的な考え方でございます。

○山内委員 とにかく、公認会計士あるいは税理士の皆さんのが一番責任が問われるときは、その会社が倒産したときだと思います。代表訴訟やあるいは第三者責任を負わされるかもしれないけれども、あえて会計参与になったわけだから、自分も共同作成した書面で、例えば会社が危うくなつたときには、やはりそれは相応の訴訟提起されるというリスクは負ひながら、しかし、そのリスクがあるからこそ、まじめに帳簿を作成しなければならないということになると思うんです。

しかし、実際に倒産したときに、今的企业倒産はどうなつているかというと、会社が倒産したら、例えば銀行借り入れだつたら、経営者はほとんど同額の連帯保証人になつておりますよね。そのほかに第三者も連帯保証を要求されたりしまして、その会社が倒産したことによってほとんどの状態といふことになるわけで、そうすると、勢い、ひつかかれた債権者はどこに怒りを持つていかかというと、会計参与だと思つてます。それが、やはりそういうリスクがあると思うと、会計参与になりたがらない公認会計士や税理士の皆さんがおられると思うんですけれども、その辺の手当てをどうするんですか、見方は、どう思つておられますか。

○富田大臣政務官 今先生の御指摘があつた件については、私も税理士さんとか公認会計士さんの知り合いが多いものですから、全く同じようなことを大勢の方から言わされました。顧問先の中小企業のために会計参与になりたいけれども、いざとなれば全部責任を負わされるのはたまらぬ、どうしてもちゅうちよてしまふというように考へる税理士や公認会計士の先生方が実際多くいらっしゃるのも事実だと思います。

今の中小企業、一番最初に先生が中小企業の金融のあり方について質問されましたが、自分が顧問をしている会社の計算書類の信用性を担保することによって、銀行の方から融資が受けやすくなつていています。現実問題として、顧問の先生がついているところは計算書類を信用して利息を安くするとか早く融資するとかいうふうになつておりますので、会計参与制度が創設された場合に、会計参与になつていただいて、その先生方の作成した計算書類が信用できるというふうになれば、先生が最初に質問された点についても大幅な改善がなされると思います。

それに対して、やはり責任を負わされるのはたまぬというところにつきましては、社外取締役と同じように、定款で責任の範囲を二年間というふうにできるようになつておりますし、実際問題としては契約で二年間というような形の合意がされるようになつていくんじゃないかと思いますので、そういう意味では報酬との兼ね合いというのもあると思いますが、その点を理解していただいて、多くの先生方に会計参与に参画していただきければなというふうに考えております。

○山内委員 今お話を出ました報酬の件なんですが、統計によると、中小零細企業のうちの七割は赤字企業だと言われています。もちろん、訴訟リスクを背負つて会社の中に入つてきましたが、そういう専門職の方には、それ相応の報酬を払わなければならないと思うんですね。そうすると、例えば、売り上げが伸びない中で優秀な営業マンには給料をきちんと払つてやる、しかし経営者はなかなか報酬額を取れないという中小企業もあると思うんです。

例えば、定款の中の書き込み方いかんにもよるんでしようけれども、取締役に準ずるような報酬を支給するみたいな規定でも入れたとすれば、経営者としてはまた負担がふえるかなという思いもあるんですが、この点はどう考えたらいいんでしょうか。

○瀧副大臣 委員が先ほど来おっしゃつて

計参与の責任の問題からまず出てくると思うんですけれども、基本的には、今政務官から申し上げましたように、重要な責務を負っているわけでござりますけれども、会社に損害を与えるような行為がなければいわば株主代表訴訟の対象とまではおのずから違うところがあるんだろうと思いまして。

そして、現に税理士が中小企業のいろいろ計算書類の作成に関与いたしているわけでございますから、これが会計参与ということになりますと、それにプラスアルファの責任というのはどういうことかといえば、株主総会に出るとかあるいは会計書類の保存、開示に当たるとか、そういうプラスアルファの部分があろうかと思います。そういう意味では、責任が加重されるわけでございますから、それなりの報酬ということも出でてくるんだろうと思います。

しかし、特に会計参与になつたからといって、企業として負担が過重になる、あるいは耐えられない、そういうようなことまでの責任を必ずしも持つわけではないんだろうと思ふんですね。問題は、いかに企業として会計参与が適正な、公開できるような計算書類の作成、信頼できるものをつくるかということに從来から心がけているわけでございますから、そういうものを制度的にきちんとやつていただけ、こうしたことだらうと思ひますので、そういう意味では、特にこれによつてどうかな、負担ができるかねるというようなことは必ずしもないんだらうというのが私どもの基本的な考え方でございます。

○山内委員 政府の答弁はよくわかりますけれども、例えれば一千円以上の売り上げがある中小零細企業にも消費税がかかっていくわけです、なかなかいろいろな出費は今の中小企業には大変かなという思いも持つております。

中小零細企業については、そうはいつても会計参与制度を充実させるべきだというのはわかりますが、一方では、大企業は、先ほども指摘しまし

たけれども、会計のスペシャリストみたいな従業員もたくさん雇えるわけですし、いろいろな監査制度も整つてあるわけで、大会社の皆さんの意見の中には、株式を公開しているような会社では採用する会社はないんじやないかとかという議論もあるようなんです。そうすると、せつかく商法という一般法というか基本法の中に書き込んだ仕組みが、中小企業や零細企業あるいはベンチャー企業などでしか使われないというのもなかなかもつたいない仕組みかなと思うんですけれども、政府の見解はどうでしようか。

○滝副大臣 おっしゃるように、会計参与制度は、大企業、中小企業を問わず、しかも公開会社が非公開かも問わず、条文としては一般的に適用されるようなことになつてあるんでございますけれども、もともとの出発点がどちらかといふと中小企業というのを中心にしてつくり上げたものでござりますから、そういう意味では、例えば監査人を置いているような企業の中では恐らくこういう会計参与を設置するまでもない、こういうことは言えるだろうと思います。しかし、それは、個々の会社がこの制度を有用と見ればそれで採用されていくわけでしょうから、必ずしも、一概に初めていくわけでしょうから、必ずしも、金銭機関が勘案して融資姿勢を判断を行うことが望ましい、こういうふうに考えておるわけでございます。

金融庁はこの点どういうふうに考えるかという点でございますが、借り手企業が、御指摘の会計参与制度の利用を含むさまざま取り組みを通じてござりますけれども、財務諸表とか計算書類の質の向上に努めるということを期待するものでござりますけれども、その会計参与制度の利用のみを推奨するということではない点は御理解いただきたいと思います。あくまでも望ましい点、そして融資については金融機関が自主的にそういうふうに考えております。

○山内委員 銀行が、例えば、会計参与を導入している会社には金利を〇・五%ほかの会社より下げて貸し出しますという方針をとつたとしたら、資金繰りにあついでいる中小企業というのは、いや、うちの会社も採用しようという動きになつていくと思うんですが、金融庁はそういう会計参与制度を積極的に各中小企業の皆さんに導入していくかと思います。

○鈴木(勝)政府参考人 金融機関の融資と会計参与との関係についてのお尋ねでございますが、御承知のように、一般論で申し上げると、金融機関は、融資先の財務状況ですか資金の使途、返済

財源などを的確に把握しまして、そして、当該融資の実行を決めるものと認識しておるわけですが、御指摘の、会計参与の税理士をつけているかいなかといつた点でどういうふうに融資の実行にかかわってくるかという点でございますけれども、も、それが直ちにその融資の実行を決めるかどうかということにはならない。重要な点は、先ほど委員からも御指摘があつたと思いますが、借り手企業の経営者が財務諸表とか計算書類の質の向上へ取り組むということ、及びこうした取り組みを金銭機関が勘案して融資姿勢を判断を行うことが望ましい、こういうふうに考えておるわけでございます。

御指摘の、会計参与の税理士をつけているかいなかといつた点でどういうふうに融資の実行にかかわってくるかという点でございますけれども、もう一つの見解は、これは中小企業が財務諸表の精度を高める有効な取り組みの一つの例と位置づけられるとしておりまして、非常に望ましい制度ではないかというふうに考えておるわけでございます。

資本の技術力ですか販売力ですか成長性をも見て、これら情報をもとに適切な審査を行って、相当地方で融資の実行を決めるものと認識しておるわけだと思います。

○鈴木(勝)政府参考人 委員、私の今の発言をあんけれども、そうでなくて、やはり中小企業の資金調達手法の多様化という点で見ますと、こういった今御審議いただいております会計参与の制度について、これは中小企業が財務諸表の精度を高める有効な取り組みの一つの例と位置づけられるとしておりまして、非常に望ましい制度ではないかというふうに考えておるわけでございます。

資本の技術力ですか販売力ですか成長性をも見て、これら情報をもとに適切な審査を行って、相当地方で融資の実行を決めるものと認識しておるわけだと思います。

○鈴木(勝)政府参考人 委員、私の今の発言をあんけれども、そうでなくて、やはり中小企業の資金調達手法の多様化という点で見ますと、こういった今御審議いただいております会計参与の制度について、これは中小企業が財務諸表の精度を高める有効な取り組みの一つの例と位置づけられるとしておりまして、非常に望ましい制度ではないかというふうに考えておるわけでございます。

○村上政府参考人 お答えいたします。

税理士法の問題でございますが、税理士法三十八条に「税理士は、正当な理由がなくして、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない」と規定がございます。一方、今御審議いただいております会社法にございましては、会計参与設置会社の株主や債権者は、会計参与に対して、計算書類などの閲覧等の請求ができることがあります。

したがいまして、会計参与が行う計算書類等の開示は法律の規定に従うものでございますので、税理士法三十八条に言う正当な理由に当たるものと解されますので、守秘義務には抵触しないと考えております。

○山内委員 そうすると、こういう場合はどうな

とつては債権者になりますね。ですから、そういう会計参与の事務所に来られても開示をするということになるんですが、今までメインだと頼つていた銀行が貸し出しを渋り始めた。例えばそれがA銀行だとすると、B銀行に貸し出しを頼もうとしたときに、まだ貸し出しを実行していないB銀行が会計参与の事務所に来て税理士さんの見解を教えてくださいと言つたときに、それは債権者ではないから開示しません、つまり守秘義務を負っていますということになるんでしょうか。

○富田大臣政務官 今、国税庁の方からさきに御答弁がございましたけれども、従来から会社が融資を受けていた銀行は当該会社の債権者ですかね、会計参与に対して、計算書類及び会計参与報告の閲覧や謄抄本の交付を請求できます。これは法案に規定がございます。

ただ、今先生御質問のこれから会社が新規に借り入れを行なう銀行はまだ当該会社の債権者ではありませんので、会計参与に対して、計算書類及び会計参与報告の閲覧や謄抄本の交付を請求することは法律上できません。

今のような状況ですと、一般的に言えば、会計参与である公認会計士や税理士の先生は、会社の同意を得て、そこの銀行から融資を受けようとしているのですが、こういうふうに銀行が来たけれども開示していいかというようなことを尋ねて、会社の同意があつた場合には開示できるというふうになるのではないかと思います。

○山内委員 そのとおりだとは思つんですねけれども、債権者でないから開示しませんというような対応をもし税理士事務所がとつたとしたら、会社としては、税理士さんからも一言、我が社は立派な会社だと言つてほしいと思っていた経営者にとっては、ちょっとがくつくるかもしれませんんで、何か私も頭の中で考えた質問だつたんですけども、そういうときにはどうなるのかな、円滑に経済活動とか融資とか実行されるのかなとふと思つたもので、聞かせてもらいました。

んの疑問点の解消については終わろうと思ふんで  
すけれども、特に税理士の皆さんから言われるの  
は、取締役会へ出席する義務が生じる、株主総会  
にも出席しなければいけない、説明もする、それ  
から監査的な能力も試されていく。会社の経営と  
いう面では、例えば税理士事務所の経営をすると  
いう意味での経営の能力はあるでしようけれど  
も、自分が関与している会社の経営も見詰めなが  
ら帳簿に判こを押していかなければならぬとい  
うようなことで、試験科目の中に監査の科目とか  
あるいは会社法一般について問うような試験科目  
がないというようなことの不安があつたり、それ  
から、やはり研修制度を充実させなければ、それ  
は十分な共同責任は負えないんじゃないかと不安  
がおられます、この点について政府の見  
解を伺いたいと思います。

かということが言われて、税理士会で一つのフォームをつくろう、公認会計士でつくろうとか商工会議所でつくろうとか、今までそういうような動きがあつて、それが最近企業会計の専門家の皆さんと四者で新しい仕組みをつくっていこうという動きがあるようなんですが、どういう方向を目指した議論なんでしょうか。

○鈴木(正)政府参考人 今委員御指摘の「中小企業の会計」でございますけれども、若干経緯を御説明させていただきますと、平成十四年六月でござりますが、中小企業庁から「中小企業の会計」というものを発表させていただきました。その後、日本税理士会連合会の方から中小会社会計基準、また日本公認会計士協会から中小会社の会計のあり方に関する研究報告、それぞれ発表されまして、複数の基準があるのでないかという誤解も多数寄せられたところでございます。

今般でございますけれども、一つには、税理士会、公認会計士協会、商工会議所等の四団体が集まりまして、この指針を見れば中小企業の会計について理解ができるという統一的な指針をつくりたいということでございまして、その内容についてはまだ具体化されておりませんけれども、私も仄聞しておりますところ、例えば中小企業の実務、やはり費用がたくさんかかってしまってはなかなかこれを採用する方もいらっしゃいませんもので、コスト・ベネフィットの観点から簡便な会計処理、また税務処理と整合性をとるということで法人税法の規定を採用する、そういう方向で検討が今されているというふうに伺っております。

○山内委員 せっかくそういう四つの大きな団体が一つの指針というんですか、つくろうとしているわけですから、例えば、会計参与として入っていく公認会計士や税理士さんは、「中小企業の会計」という指針にのつとった帳簿をつくって信頼性を高めてはしいというような指導はされていく考え方なんでしょうか。

ますけれども、会計参与制度の方針としては、この新たな統一的な方針を採用したいというふうに伺っております。私どもも、ぜひその方向で行っていただくよう、強く働きかけてまいりたいと考えております。

○山内委員 一番最初の質疑のころに出た話で、政府系金融機関の話がありましたが、政府系金融機関の融資に当たっては、「中小企業の会計」に沿った計算書類を積極的に活用するというような動きにこれからはなっていくんでしょうか。

○鈴木(正) 政府参考人 私ども、担保や保証に過度に依存しない融資ということが必要だと考えております。

私たちも、政府系金融機関でも、担保や保証に過度に依存しない融資、制度の創設に努めてまいりましたけれども、この会計参与制度が新設されまして、また、中小企業の会計について統一的な指針が作成されてまいりました場合には、ぜひともそのようなものを積極的に活用いたしまして、担保や保証に過度に依存しない融資、これを進めてまいりたいと考えております。

○山内委員 時間が来ましたので終わりますが、そういう「中小企業の会計」をいろいろなところでお普及させていくということになると、それを知らない人たちが不利な状態に置かれたかわいそうですので、これからも普及活動に積極的に対処していただきたいということと、それから、中小零細の皆さんにとっては、特にこれから海外に向かって出ていく、活路を見出すということも必要うですので、これからも普及活動に積極的に対処していただきたいということと、それから、中小零細の皆さんにとっては、特にこれから海外に向かって出ていく、活路を見出すということも必要だと思いますし、そのためには、EUとかアメリカとかからの会計基準なんかの話も出てくるんでしょうね。だから、そういう意味でも、この会計参与制度を通じて中小企業が本当に健全に発展していくことを祈念しまして、質問を終わりります。

ありがとうございました。

○塩崎委員長 次に、辻惠君。

○辻委員 民主党の辻惠君の方にお見えた  
四月二十日に、六人の参考人の方にお見えた



現に、非常に大部であります。今回の会社法の改正の過程においても、企業結合法制についていろいろな問題はないだろうか、あるいは、企業結合法制と言つていいかどうかわかりませんが、親会社の株主の地位として、例えば代表訴訟を二段階でするというようなことが考えられないだろうかということについて議論はありました。ありがとうございましたが、さまざまな角度からの検討が必要である。つまり、親会社と子会社の間の取締役の責任関係は一体どうなるんだろうかというようなりから根本的にいろいろ議論しなきやなりませんが、それについての議論というのはなかなかまとまりがつかなかつたというのも事実でございました。

そういういろいろなプロセスを経まして、その問題については、江頭先生自身も将来の課題といふうにあるいは意識されておられる私ども理解いたしておりますけれども、私どもいたしまして、そういう課題が現に我々としてあり得るということは、それはそのとおりということで認識はいたしております。

○辻委員 いや、端的な説明になつていよいよ思いますね。

例えば、これは二〇〇四年の十一月十六日付のエコノミストなんですが、上村達男さんが、西武鉄道だけではなくて、UFJホールディングスも上場を廃止すべきではないかと言つているんですよ。

今申し上げたように、従来いろいろ制約があつた会社法の原則禁止が原則自由化になつたということです。株主からのチェックを受けない牽制を受けないで完全子会社の経営者が自由を享受することによって、違法ではないけれども、それこそやりたい放題のいろいろなことができる。特にこのUFJの問題についていえば、三菱東京ファイナンシャル・グループと三井住友ファイナンシャルグループとの攻防のその局面の中で、一方に加担するような選択を、子会社のUFJ銀行がMアンドAの場で選択してやつっているんですね。

だから、そういう選択肢を与えるというの

のは、これは株主のチェック機能、権利を不当に及ぼないようにしているのではないか、こういう

のは株式会社とは言えないんだから上場を廃止すべきだと、これは二〇〇四年十一月に上村さんが言つている。

上村さんの御指摘にはいろいろ議論があるところだらうと思いますけれども、だから、今は経過観察すればいいというようなのんびり構えている時期ではなくて、こういういろいろな弊害的な事例とされるべき問題提起があるんだから、それを

ちゃんと踏まえて、今回の会社法の新設の提言の中、その問題について何で語ろうとしないんですか。そこについては全く触れようとしない

いわけですよ。確かに、いろいろ問題があるから整理しなきゃいけない。では、それも含めて、公

開会社の企業法制ということで、この企業結合法

制も含めた提言を今回やるべきなんじゃないですか。そういう意味で、今回の会社法は出し直すべきじゃないでしょうか。その点、いかがですか。

○寺田政府参考人 具体的な事件について問題はどこにあるかということは、それぞれ会社法をめぐる現象としては、当然私どもそれを分析して理解して、できれば反映させなきやならないとい

うことがありますけれども、これはなかなか評価が難しいところもありますし、評価の角度もまたさまざまあるだらうと思います。

確かに、上村教授は、年来、上場会社に特有の会社法制をつくれという御主張をおられます。し

かし、我が国の法制からいきますと、上場ということに伴う、つまり、だれでも非常に多数の可能

性を持つた資金調達に応じようとする人が出てく

ることによって、違法ではないけれども、それこそやりたい放題のいろいろなことができる。特に

このUFJの問題についていえば、三菱東京ファイ

ナンシャル・グループと三井住友ファイナンシャル

グループとの攻防のその局面の中で、一方に加担

するような選択を、子会社のUFJ銀行がMアンド

Aの場で選択してやつているんですね。

本的には証券取引法制ということで問題にしてい

ます。

だから、そういう選択肢を与えるというのも一つのやり方だということはお認めいただけるのではないかと思ひますし、株式会社が、すべての上場に伴う問題について会社法制の中で解決すべきかどうか

問題について会社法制の中でもいる学者の先生方は、株式会社は株式会社として一つの組織法制のもとにある今の日本の法制というの

は一つのあり得る制度だということで御支持をいた

だいでいるというふうに私どもも理解をいたして

ております。

それで、例えば今具体的な事件について問題は

し上げて、つまり完全親会社、子会社の関係にあつたものが、完全子会社について融資を受けるため

に第三者から、将来の組織再編等をにらんで株式の発行をする、それを、黄金株と俗に申しますけ

れども、種類株として非常に特殊な地位を与える

ということは、これは一つの大きな株式会社の組

織の再編のやり方としてはあり得るということは否定できないところであります。果たして上場企

業がそうしていいかどうかということについて

は、これは上場の問題だらうと私どもは理解いたしておりますので、そのことについてそれ以上申

し上げるつもりはありません。

いずれにいたしましても、会社法制としては、組織の再編についてのいろいろな可能性の選択肢

を広げるという限度ではそれは正しい方向である。

それに伴う弊害というものはもちろん考えな

きやいけませんし、あるいは、それにさらに加え

て、可能性として、企業結合法制の中ではそれぞれ

どのようなチェック・アンド・バランスが働くか

というようなことについて、今の日本の制度とは違う制度というのも研究してみなきやならない

わけありますけれども、しかし、だからといって

そういうことについての手だけで全く斬新なものとしては登場していないこの会社法制という

ものが意味がないというふうに私どもは考えてい

ないわけでございますので、これはこういうもの

として御審議をいただきたいということで提出を

させていただいているところでございます。

○辻委員 「委員長退席、吉野委員長代理着席」  
させていただいているところでございます。

させていただいているところでございます。  
方だということはお認めいただけるのではないか

と思ひますし、株式会社が、すべての上場に伴うべきだというふうに言つておられる。私が申し

上げているのは、そういう意見もあると。だから、及ばないようにしているのではないか、こういう

言つておられる。私は株式会社とは言えないんだから上場を廃止すべきだというふうに言つておられる。私が申し

上げているのは、そういう意見もあると。だから、及ばないようにしているのではないか、こういう

言つておられる。私は株式会社とは言えないんだから上場を廃止すべきだというふうに言つておられる。私が申し

上げているのは、そういう意見もあると。だから、及ばないようにしているのではないか、こういう

言つておられる。私は株式会社とは言えないんだから上場を廃止すべきだというふうに言つておられる。私が申し

上げているのは、そういう意見もあると。だから、及ばないようにしているのではないか、こういう

言つておられる。私は株式会社とは言えないんだから上場を廃止すべきだというふうに言つておられる。私が申し

上げているのは、そういう意見もあると。だから、及ばないようにしているのではないか、こういう

言つておられる。私は株式会社とは言えないんだから上場を廃止すべきだというふうに言つておられる。私が申し

上げているのは、そういう意見もあると。だから、及ばないようにしているのではないか、こういう

言つておられる。私は株式会社とは言えないんだから上場を廃止すべきだというふうに言つておられる。私が申し

上げているのは、そういう意見もあると。だから、及ばないようにしているのではないか、こういう

もちろん、この大手銀行再編をめぐる中で、先ほど申し上げましたように、黄金株というものが出て、それについていろいろ御意見があるということはそのとおりであります。また、親会社の意向といふものがすべての株主にとって必ずしも御納得がいただけない形で、しかし、その完全子会社が別の形で企業再編の中に組み込まれていくことのものもそのとおりあります。また、親会社の意向といふにはそういうことがあり得た可能性現にこの場合にはそういうことがあります。

しかし、それは全体の企業再編の、大手の銀行グループ同士の間で、いわば資金調達をどうするかということで、一種の合併企業と申し上げては

いささか語弊があるかもしれませんけれども、ある種の合意のもとにそういう大手同士の企業再編をしようという中で行われたわけでありまして、それを親会社の株主として全く阻止できなかつたということが、その親会社の株主にとって果たして一方的に損失であろうかということを評価するのはなかなか難しい、そのことをもつて会社法制に欠陥があるというのはなかなか難しいところであります。

したがつて、この大手銀行同士の再編をめぐつてさまざま法律上の問題点が論じられましたけ

れども、しかし、そのことが会社法の改正の中になら反映されていないではないかとおっしゃられ

るかも知れませんが、それはそういうことではなくて、そのことについてはまたそれなりのいろいろな理解があるという立場で私どもはいるわけであります。

二番目は、おっしゃるとおり、それとは離れて、親子会社についてはいろいろな問題があり得るわけであります。

先ほど浜辺参考人の発言も触れられましたけれども、二段階あるいは場合によつては三段階の株主代表訴訟というのも、現にそういう法制を持つてゐる国もあるわけであります。およそ株主代表訴訟という制度を持たない国もありますけれども、一方ではそういう国もある。それについて

私も先ほど御説明したとおり、仮にそれがものにとつて子会社の取締役といふのは一体

どういう責任を負つてゐるのかということを、今

のように、子会社の取締役が子会社の株主あるい

は子会社そのものについて責任を負つてゐるとい

うのと相当飛躍した考え方いろいろ考えなきや

ならない。それに伴つて、単に責任の問題じゃな

くて、いろいろチェックをするためのメカニズム

も考えなきやいけない。相当広範囲にわたつてい

るいろんなものを検討した上で、初めて多段階代表

訴訟というのもあり得るんだろうというふうに考

えるわけです。

しかし、日本でもそういう局面で、先ほどの例

から離れまして、仮に親会社の株主に損害が生じた

たということになりますと、それは親会社の株主

としては、親会社自体の損害というものを理由に

する損害賠償請求、あるいはみずからに損害が生じた、つまりみずからの株の価値が下がつたとい

うことによる損害賠償請求、これは第三者に対する

責任ということになるわけでありますけれども、そういう手だてもないわけではありません。

したがつて、我が国の法制として全く不備であ

るというわけではないので、しかし、あるいはそ

れを飛び越えるような法制というのも考えないわ

けではないので、それについての検討は怠つては

こなかつたつもりでございますし、今後もそのこ

とについて視野に入れて検討をする用意がないわ

けではありませんけれども、それがない段階でこ

の会社法制を出すということは全く、いわば欠点

ない。

こういう事態の中で、MアンドAの現場で、ま

さに種類株式の発行ということが、ある意味で、

違法ではないけれども、これを担つた法律事務所

やそのほかの証券会社、野村証券とか、勝つた

めの合法的手段は何でも使う、戦争なんだ、だか

らこれでいいんだ、こういうことを言つては

そうすると結局、実務界において、そういう紛糾

はどんどん今後生じるおそれがあるわけです。

現に二〇〇四年に起つてゐるのに、今回会社

法を新たに出そつとするときには、そういう起つて

可能性のあることについてどう手当てをするのか

ということを含まないで提言するというのにはやは

り準備不足なんじやないかなというふうに思わざ

るを得ないのであります。

この点について寺田局長は、損害賠償請求とか

私どもも研究をしなかつたかというと、それは、

先ほど申し上げたように、検討の視野には入れな

いわけではありません。

しかし、これも先ほど御説明したとおり、仮に

そういう制度を採用するということになります

と、これはもともと親会社の株主あるいは親会社

のものにとつて子会社の取締役といふのは一体

どういう責任を負つてゐるのかということを、今

のように、子会社の取締役が子会社の株主あるい

は子会社そのものについて責任を負つてゐるとい

うのと相当飛躍した考え方いろいろもつとす

ならない。それに伴つて、単に責任の問題じゃな

くて、いろいろチェックをするためのメカニズム

も考えなきやいけない。相当広範囲にわたつてい

るいろんなものを検討した上で、初めて多段階代表

訴訟というのもあり得るんだろうというふうに考

えるわけです。

しかし、日本でもそういう局面で、先ほどの例

から離れまして、仮に親会社の株主に損害が生じた

たということになりますと、それは親会社の株主

としては、親会社自体の損害というものを理由に

する損害賠償請求、あるいはみずからに損害が生

じた、つまりみずからの株の価値が下がつたとい

うことによる損害賠償請求、これは第三者に対する

責任ということになるわけでありますけれども、

そういう手だてもないわけではありません。

したがつて、我が国の法制として全く不備であ

るという手だてもないわけではありません。

したがつて、

既存の制度の中でも十分可能であるというふうに十分とはおっしゃらないけれども、利益を確保するというか補てんをするための措置を講ずる手段はないわけではないんだというふうにおっしゃったと思うんですけれども、種類株式の発行、株式交換を認めるときに議論になつたいろいろな弊害が現に形となつてあらわれたことについて、法務局としてそれをいわば容認するようなことを反面語つていることになるわけだから、全体性を持つた今の日本の企業法制はどうするのかという責任ある立場からすれば、それはやはり部分的である、落ち度があるんではないかなというふうに私は思われるを得ないんです。

この点に関連して、完全子会社の例えはそういう黄金株の発行について、親会社の株主というのは事前に差しとめる余地というのが現行法であるという前提でおっしゃっているんですか。その点はいかがなんですか。

○寺田政府参考人 株式の発行について、これを違法として差しとめる制度はございますけれども、それはあくまで自分の会社の株式の発行でござります。したがいまして、親会社の株主としては、親会社の取締役についてさまざま御注文をつけられることは可能でござりますけれども、子会社の取締役がおりになる株式の発行について差しとめをすることは、これは現行法もできません。○辻委員 だから、完全子会社だから、子会社の株式は一〇〇%親会社が持っているわけですから、一人株主総会みたいなものを開くわけですね。そこで、子会社の株主総会の提案、承認の決議というものは親会社の代表取締役が業務執行として行なうわけだから、その親会社の代表取締役の行為について事前に何らかのチェック、抑制をかける、差しとめをかけるということはあり得る、そういう理解でいいんですか。

○寺田政府参考人 親会社の取締役に対し、親会社の行為として、株主たる親会社が子会社の新株發行について差しとめをする、これをしなさい

といふことは、もちろんそれは意見としては言えるわけであります。それをするかどうかは親会社の取締役会の御判断ということになります。

○辻委員 そうすると、親会社の取締役会の御判断でないわけではありません。だから、その是非についてももう一度、だから、そこのは非についてももう一度、これは企業結合法制の重要な部分だろうと思いますから、やはりそれは論議が欠かせないんだろうというふうに思うわけです。それは冒頭からの繰り返しになりますけれども、やはりそこはもう一回、せつかく提言するんだから、御意見、そういう理解でいいんですか。

○寺田政府参考人 基本的に、株主総会がすべての事項について決定権限を持つという会社と、そうでない会社が、これも会社の類型においてあります。株主総会がそういう権限があれば、当然株主総会を招集してそれについて制約をすることは可能でございます。

○辻委員 では、今回のUFJホールディングスの株主という局面なんですが、そういう事実関係を想定して、それを一般論に換言して、その親会社の株主は事前に差しとめることができたんですね。かかる。できる法律的な手段の余地はあったのかながかったのか。もしかたの場合に、先ほど損害賠償等というふうな別の手段があり得るんだとおっしゃつたんだけれども、少なくともどういう手段があるということを考えておられるんですね。それが二点についてお答えください。

は当然あるわけでございまして、それが先ほど来委員が御主張になつておられます、当然、法人格が別でありますので、会社法制上、当該企業、当該法人でない方からさまざまにその当該法人の意思決定について働きかけをするについて相当制約がある。つまりそれは、一つの法人格をなした以上は、その法人格として完結した一つのメカニズムを持たざるを得ないわけであります。言いかえると、親会社の株主としては、その事業が親会社の中に入つているという場合の影響力の行使と切り離した、完全子会社にした場合の影響力の行使というのには当然差が出る。つまり、先ほど来委員が御主張になつておられることがまさにそのことの核心になるわけでありますけれども、こういう親子法制をとるのはチョイスとしてそれぞれの会社に認められているわけでありますけれども、そういうふうな形態をとつた以上は、そのメリットを得ると同時にデメリットも受けざるを得ないわけであります。そういう状況に今なつているわけです。

したがつて、例えは銀行の再編というときも、

これを子会社化したことによる再編の機動性といふものも当然一方であるわけでありますけれども、他方で、先ほど申し上げましたような、別人格、法人格が別であるということによるデメリットもある程度は受けざるを得ない、そういうことでござります。

したがつて、いろいろな御判断でそういう親子法制をおとりになった会社にとつては、ある程度のデメリットというのは覚悟の上でそのメリットを享受したい、そういう意図でそういう組織の形態をおとりになつて、こう考えざるを得ない、私どもとしてはそう理解をいたしていきます。

○辻委員 や、今おつしやつてあるメリット、デメリットというのは、ある特定の主体にとつてのメリット、デメリットといううんではなくて、メリットとおつしやつてあるのは、企業の経営陣にとって、機動的にいろいろ事業を再編していくため、それによってメリットがある。では、そのと

といたしましては、今委員も御指摘になりました。株式交換や株式移転という制度がありますので、我が国の法制を考える場合には、それを前提に考えざるを得ないわけあります。

ただ、今度の会社法の新しい制度といたしまして、合併対価の柔軟化という問題が新たに登場しました。この合併対価の柔軟化を利用いたしますと、親会社が、完全子会社と、完全子会社でない、別に買収をかけている会社である程度の支配権を握った会社というものを合併させることによつて、その両者を完全子会社に結果的にする、一つの大きな完全子会社とするということが可能になりますので、そういうことも今後は視野に入つてくるというにならうかと思います。

○辻委員 これは、私は二〇〇一年と申し上げていたのですが、一九九九年に株式交換、移転の改正が行われた、こういうことなんですね。では、それは二〇〇一年と言つたのは訂正します。

やはり従前、主要に株式交換なり株式移転という形で完全子会社の設立の方法が日本ではおむね図られてきていたと。やはりそれを前提に今回の会社法も制度設計されているから、だから部分的になつてゐるのだろう。企業結合法制は後回しでいいのだといふになつてゐるのではないかと私は思ひます。やはり今後、株式交換とか株式移転というのは、それぞれの当事者が了解し合つて、協議し合つて、合意書を交わすことなんだから、合意書を交わさないでそういう事態が生ずるといふことがあり得るわけではないですか。

だから、そういう場合にどうするのかということが必要になつてくる。これはまさに、株式交換、株式移転という、合意を前提にしないイーズアウトとかセラーアウトとかいうような、少數株主を締め出して一〇〇%子会社をつくる方法ということが必要になつてくる。これはまさに、いのではないかなといふふうに思ひます。

だから、今、そういうことは将来課題だといふにされているということは、今の日本の実務の現状として、合意による株式交換、移転というのを主要に考えておられるわけだから、そうではない事態が今後ふえてくるわけです。では、そのふえてくる事態に対しても対処できる法整備をしなければいけない、それを今後の会社法の新設の中で、やはり同時に設けるべきだつたのではないのです。

最初の問題に、また繰り返しになるけれども、だから、今回の会社法の提案はやはり部分的である。企業結合法制について、やはりそれに一步でも何か手立てを講じているということを組み込むべきですよ。だから、例えば多重株主代表訴訟制度とか、そういうのをやはり組み込むべきですよ。その点、どうお考えですか。

○寺田政府参考人 今まさにおつしやいましたように、委員が具体例として挙げた例のケースにおいても、この持ち株会社制度をつくったのは、恐らくは株式交換、株式移転という合意に基づいてつくつてあるわけで、それは、先ほど申しましたように、双方の株主総会の決議を経てのことだろうというふうに理解をいたしております。

今後、おつしやるよう、スカイイーズアウト、これはセルアウトとペアになつてゐることが多いと先ほど申しましたけれども、スカイイーズアウトの方は確かに、おつしやるよう株主の意向にかかわらず完全子会社化といふことが実現するわけになります。そういうことを採用するといふことになりますと、おつしやるとおり、この株主保護といふのはより強く考えなきやならない場面が出てくるかもしれません。それは私ども全く否定するものではありません。

しかし、現状の日本においては、先ほどの、持株会社の株主というのは、それなりに手続を経て、受けざるを得ない立場におりになるわけであります。ですから、そのことだけをもつて、先ほ

どの例をもつて、日本の会社法制に不備があり、したがつて今すぐ委員のおつしやつたような多段階の株主代表訴訟というような制度を導入しなければいけない、それを今後の会社法の中でも、やはり同時に設けるべきだつたのではなく、そのことによる株主の側の権利といふものが不十分であるといふような事態が出てく

る、こういう具体例が見えました段階では、私も当然のことながらそれに対応することが必要だというふうに申し上げたわけあります。つまりは、繰り返しになりますが、その点、どうお考えですか。

この問題は大きな検討課題ということでありまして、それにはしかし、全面的に、親子法制といふものが意思決定のメカニズムから考えてもどうあらねないので、今までのよう、それぞれの法人はそれぞれの法人の意思決定のメカニズムがあるということを前提にする法制とは相当違うような法制を考えなきやならないだけに、これは難しいといふことはひとつ御理解をいただきたいところでございます。

○辻委員 ライブドア、ニッポン放送の問題等の敵対的買収の事例みたいなものは今後ふえてくるわけですね。ですから、親子会社の完全子会社の設立の問題についても、株式交換や株式移転といふ合意に基づくような場面だけではなくて、まさかわらず完全子会社化といふことが実現するわけになります。

この合意に基づくT.O.Bをかけたりといふような形で、そういう場合がふえてくるわけですよ。だから、そのときに、株主の立場とかそれ以外のそれぞれの立場に目配りをした法制度、制度設計がなされていなきやいけない。

そこについて、今回の会社法については、少なくとも企業結合法制が整備されていないといふことと明らかなように、合意に基づく親子会社の設立、形成を主要に想定したものでしかないといふ意味で、これは非常に部分的だといふうに私は

思います。

きょうの日経新聞の朝刊で、ニレコの新株予約権発行について差しとめ仮処分申請が起つたとされるCSKとの対抗で、新株予約権を発行して、要するにそれが認められた例がある。だから、ニッポン放送ライブドアはニッポン放送は認められなかつたけれども、ベルシステム二四対CSKではベルシステム二四の新株予約権の発行が認められてしまつてゐる。では、今回のこのニレコの差しとめ仮処分申請はどうなるのか。

だから、まさに裁判所の司法判断も区々に分かれれるような事態が生じていて、そういう合意で成り立たないような企業間の買収とかいろいろな問題が今後どんどん生じてくるという状況の中で、それに対応できるような会社法の新設、制度設計の提言があつてしかるべきだろうと思うんです。こういう点について、大臣、前向きな発言、最後におできになるのであればやつていただきたい、こういうふうに思います。

○南野國務大臣 先生の真摯な御発言によりまして、やはり我々としても今後検討してまいりたいと思っております。

○辻委員 では、終わります。今後また継続してやりたいと思っております。よろしく。

○塩崎委員長 次に、加藤公一君。

○加藤(公)委員 民主党の加藤公一でござります。よろしくお願いします。

きょうは、会社法の中でも、商号の件と、この法案の広報と、前回やり残しの外国会社、この三點についてお伺いをしてまいりたいと思います。商号の件については、連休前の質疑で資料をお出しして問題点を整理させていただきましたので、議論の前提として、その復習からきょうは入りたいと思います。

という問題点と、もう一つは、類似商号の規制による既存商号の保護が同一市町村内でかつ同一営業目的という規制でしかない、これが不十分ではないかという、この二点であったと思います。私はその営業目的によらずというところは賛成なんありますが、だからこそ全国一律で同一商号を規制してはどうか、その方がシンプルで、既に設立をしている会社は例外になりますけれども、今後検索も容易になるし、よりよい仕組みになるのではないかということを御提案させていただいたわけあります。残念ながら大臣とは、お考えが違うようですから、ここは水かけ論をしていてもしようがありませんので、きょうは一歩さらに進んで、前回民事局長から御答弁をいただいた内容の詳細について少し伺つてまいりたいと思っています。

○南野国務大臣 最初に意見が違うということを

ようとしているということに対してもお答えをいた

うものが何がしかあつてもいいのではないか、こ

ういう御答弁を前回いたでいるわけであります

が、この具体的な内容、大臣、いかがお考えで

すか。

同一の商号が登記された、あるいは登記され

ようとしているということに対して知る手段とい

うものが何がしかあつてもいいのではないか、こ

ういう御答弁を前回いたでいるわけであります

が、この具体的な内容、大臣、いかがお考えで

すか。

○南野国務大臣 最初に意見が違うということを

お認めいただいでの気が樂になりましたが、委

員が御指摘になりました、同一の商号が登記され

た、あるいは登記しようとしているわけであります

が、この具体的な内容、大臣、いかがお考えで

すか。

○寺田政府参考人 これは、前回も議員がおつ

しゃつたとおり、既に登記をしている者が今後は

事後的な救済を求めるという形で行動を起こすと

いうことになるわけでありますけれども、その前

提としては、当然そういう事実、つまり自分と同

じ商号を持つ会社が登記されたという事実を知ら

なければなりません。それについての迅速な、御

要望がおありになる可能性があるわけでありま

す。

○加藤(公)委員 この同一商号の規制に関して

は、私の知る限り、アメリカであれば同一州内は

同一商号が禁じられておりますし、ドイツがたし

か市町村内、イギリスでありますと、イングラン

ドとウェールズの中は同一商号がたしか禁止をさ

れていると承知しております。つまりは、日本以

外の国でもある程度事前規制で商号を保護すると

いう状況になつてゐるわけなんですね、フランス

はなかつたかもしれません。

今回、私は別の考え方を御提案したけれども、

皆さん、この法案のような解決策でその煩雑に

なった部分を解決しよう、こういう提案をしてい

らっしゃるわけでありますから、これまである一

定程度とはいっても保護されていた商号がある

意味危険にさらされるのであれば、そこに余り費

用や手間をかけずともそれが守られるような仕組

みというのは、ぜひ前向きに考えていただきたい

と思います。

そこで申し上げましたとおり、登記所 자체が直

接登記をされた方に知らせるということ、その

役割から見て容易ではないと思われるところであ

り、あり得るとすると、別個の主体と既に登記を

した者との関係において考えるべきところではないかと思いますけれども、おっしゃつておられる具体的な内容につきましては、これはまた今後の研究課題にしたいと考えております。けれども、法案を今審議していく、仮に法案が成立すれば、今度は施行に向かって動き出すわけがありますから、そんなに時間のある話ではなくて、既存商号をお持ちの方に通知をしようとする結果構大がかりな仕組みを何か考えなきゃいけないかもしれない。それが何がしかあつてもいいのですね、そういうアイデアもありますが、かもしない。それをすべて、今後考えますから、法案の審議のときにはそこは勘弁してください」と言われても、はい、そうですかといふうわけにはいかないわけでありまして、商号の規制に関する考え方方が違うということを前提にせつかり議論しておりますので、何もここで言質をとつたから後で突っ込もうとも言いませんので、大臣がお考へのこと、あるいはもし民事局長が何かお考へのアイデアがあるのであれば、ここで御披露をいただきたい。もう一度お願ひします。

○寺田政府参考人 これは、前回も議員がおつ

しゃつたとおり、既に登記をしている者が今後は

記載というものはすべてコンピューター化を図つ

ている途上でございますが、これはもうほぼ一年

程度の将来において完成する、そういう段階にござります。つまりは、インターネットあるいは電

子情報の形すべて登記の事項は見られる、そう

いう状況になるわけであります。そういう状況を前提とすれば、そのような環境を利用してそういう契約を結ばれる方というのもあり得るかもしれません

。そういう利用者の側の御希望が非常に強く

てそういうことが商売として成り立つのであれ

ば、私どももそういうことに十分御協力をするの

にやぶさかではない、こういう趣旨で申し上げて

いるわけでございます。

○加藤(公)委員 この同一商号の規制に関して

は、私の知る限り、アメリカであれば同一州内は

事前規制が今度は事後救済に変わります、既に商

事前規制が今度は事後救済に変わります、既に商

号を使つていらっしゃる方がその権利が侵害をさ

れたら差しとめ請求や損害賠償は裁判所でやつて

ください、こういう話になるということでありま

す。それからもう一つ、前回、局長の御答弁の中で、

事前規制が今度は事後救済に変わります、既に商

号を使つていらっしゃる方がその権利が侵害をさ

れたら差しとめ請求や損害賠償は裁判所でやつて

ください、こういう話になるということでありま

す。

○南野国務大臣 この件につきましても、今後検討してまいりたいという言葉を最後につけさせて

いただいたいわけでございますが、委員が御指摘

したことについて、局長からも、裁判所に行か

なくとも何か紛争が解決できる仕組みについても

検討したいという旨の御発言がありました。この

内容についても、大臣から改めて詳しくお聞かせをいただきたいと思います。

○南野国務大臣 この件につきましては、今後検

討してまいりたいという言葉を最後につけさせて

いただいたいわけでございますが、委員が御指摘

になられました、裁判所に行かなくとも紛争が解

決できる仕組みということにつきましては、例え

ばこの前通させていただいた商号についての紛争

と思うわけであります。

今、局長が、インターネットなんかも使ってと

います。

を解決するADR、そういうことが考えられます  
が、具体的には、そのニーズや具体的の方策等につ  
きましては、これに関係しておられる方々の御意  
見を十分に拝聴しながら検討してまいりたいとい  
うことでございます。

先生も、いいアイデアがございましたら、ぜひ御提言いただきますようお願ひいたします。

○加藤(公)委員 先日来、ADRの議論もこの委員会で続いておりますし、こうした問題こそまさ

にわざわざ裁判にしなくとも解決をしてもらわなければならぬ大きなテーマだと思いますので、もちろん私もいいアイデアがあれば御提案をさせていただきたいとは思いますが、法務省としてもお考えをいただいて、法律が改正をされた後にト

ラブルがどんどん出てきてから慌てて何か方法を考えましょうというのじゃなくて、ぜひ今のうちにから、トラブルが起きないよう未然に、別に本当に起きなければこのADRをつくる必要もなくなるわけでありますから、今のうちから考えておいていただきたいとお願い申し上げておきたいと思います。

それからもう一つ、これは別の観点から伺います  
が、仮に不正な目的をもつて同一の商号を登記  
した場合というのは、これは罰則があるんでしょ  
うか。大臣、いかがですか。

○南野国務大臣 会社法案におきましては、第九  
百七十八条の第三号によりまして、不正の目的を  
もつて他の会社であると誤認されるおそれがある  
名称または商号を使用した者は、百万円以下の過  
料に処せられるものとされています。

また、昌斗の料金は、昌斗に貰うべき三丁鳥の内

○加藤(公)委員 私も、自分で調べた限りでは、たしかこの過料の部分というのは、現行法で二十万円のものが今回一百万円にという改正かと思いま  
容などに応じて定められるべきものでありますけれども、会社法案における過料の金額は、その行為の内容や他の法律における過料のいわゆる金額などにかんがみまして適切なものであると考えておるのが現状でございます。

す。確かに、数字上は五倍といえども罰則を強化したことなどなんだと思いますが、何度も申し上げますけれども、不十分とはいえる程度守られていたものが守られなくなる。性悪説はとりたくないけれども、悪用しやすくなるということが、この商号の部分だけじゃなくて最低資本金とか含めて起これり得るわけでありまして、これはこれ以上議論はいたしませんが、個人的には、過料百円というのが大臣が言うように適切かというと、今の経済状態からいって私は決してそうは思えないとという意見だけここは申し上げておきたいと思います。

時間の制約がありますので、次に、広報の問題について伺いたいと思います。

今回、この会社法という新しい法体系をつくるということで、商法の改正というよりは新しい法律をつくるというふうに考えた方がいいんだと思いますが、大変多くの方がこの法律の改正の影響を受けられることになります。

実は、ことし三月に不動産登記法の改正が施行された折に、私の地元のある方から、実は司法書士の先生でいらっしゃいますが、周知がどうも不十分だったんじゃないいか、一部混乱をしている、こんな御意見をいただきました。国会では皆さんそういうことをわかっているんでしょうか、こんな電子メールをいただいたわけであります。

不動産登記ももちろん重要でありますし、混乱しては困るのであります。この会社法に関して言うならば、大変大きな改正点が、しかも多く含まれておりますし、御商売をしていらっしゃる方、ビジネスをしていらっしゃる方には大変影響の大きな改正でありますから、国会で議論して変わりました、ホームページに載つけました、官報に載りました、これぐらいでは済まない話だらうと思います。どうやつてこれを国民の皆さんにお知らせしていくのか、大臣のお考えを伺いたいと思います。

れは中身は徹底して広報させていただかなければいけないというふうに思つておりますが、この会社法案では、商号に関します改正のほか、いわゆる機関設計の選択の幅を広げるなどの大規模な改正がされております。その成立後におきましては、各会社が十分な情報を得た上で適切な対応やまた選択ができますように、積極的な広報活動に努める必要があるというふうに思つております。

そのための手段として、法務省のホームページ、またさらにそれへの掲載、ポスター、パンフレットなどの印刷物の配布による広報のほか、立法担当者による各種雑誌への解説記事の執筆、また主要都市での説明会の開催などを行い、さらに、実際に制度を利用する企業関係団体本寺の協力をいた

阳に用意した月一回の企画会議の場所をいた  
だきました、その周知徹底を図るなどの方法があ  
ろうかと思います。

会社法案につきましては、このようなさまざま  
な施策を講じることによりまして、法律の内容の  
周知徹底が不十分なものとならないよう最大限の  
努力をしてまいる所存でございます。

○加藤(公)委員 私は、いろいろ手分けの問題も

ありますし、自分の興味、関心の問題もありますから商号とかなんとかいろいろ集中的にやつていますが、もちろん、有限会社がつくれなくなるとか、あるいは最低資本金の規制がなくなるとか、会計参与の問題とか、その他もろもろ、本当に大きな改正で、後で知りませんでしたでは済まない話でありますから、今大臣、いろいろな方法、手段を御披露いただきましたが、すべて総動員をして、徹底的に広報には力を入れていただきたいと

思います  
そのうちの一つで、一番最初に今、法務省のホームページにも掲載をされるとおっしゃつていてましたが、大臣、ごらんになつたことはござりますよね、ホームページ。いかがですか。  
○南野国務大臣 全く見ていないわけではございません。

○加藤(公)委員 全く見ていないわけではないと  
いうのは、ちらつと見たことがあるというふうに

日本語では言いきらえられると思うんですが、ち  
らつとごらんになればわかるとおり、法務省の  
ホームページは物すごく見にくんですよ。字が  
細かくて、文字ばかりなんですね。余り私は人の  
悪口を言うのは好きじやありませんけれども、正  
直言って、センス悪いんです。そこに、会社法が  
できました、千条ですとそこに出して、だれが  
見るのかと。それで広報した気にならないでください  
さいねというのは、今の質問で最初に言つたのは  
そういうことでありますて、何もお金をかけて全  
部つくり変えろとは言いませんが、ホームページ  
に載つけたからそれでいいんだという、この考え  
方だけはやめていただきたい。  
時間の関係がありますのでお願いだけしておき  
ますので、大臣、大きくなずいていただきまし  
たから、しつかり広報していただけるものと確信  
をしております。  
では、残り時間は外国会社の問題について伺つ  
てまいりたいと思います。  
これは、私の知る限りこの委員会でも余りこれ  
まで取り上げられてこなかつたのではないかと思  
いますが、私なりにどうも疑問があるものですか  
ら、いい、悪いというよりは、何でこうなんだろ  
うという素直な疑問がありますので、そこを伺い  
たいと思います。  
まず、今回の改正で擬似外国会社に関する規制  
が変わることでありますと、そもそもその  
擬似外国会社というのは一体何なのか、どういう  
定義ですか、大臣。

○南野国務大臣　お尋ねの擬似外国会社というの  
は、外国の法令に準拠して設立された会社、いわ  
ゆる外国会社のうち、日本に本店を置いて、また  
は日本において事業を行うことを主たる目的とする  
ものをいっております。これは第二条第一号、  
第八百二十一條にありますと、このようなものは  
形式的には外国会社でありますが、単に外国会社  
とのみ扱うとすると、我が国の会社法の適用を  
避けられるという事態になるために、商法上特別  
の扱いをする対象となつております。

○加藤(公)委員 その定義が、後でまた出てきますからそのときにお話をしたいと思いますが、どうも私はあいまいに思えてならないわけあります。そもそも本店とは何かという議論から始まつちやいますし、仮にそこを置いておいたとしても、日本において事業を行うことを主たる目的としているというのは、では一体どうやって判断するのか。場合によつては、自分の会社が一般の外国会社なのか擬似外国会社なのかもやぶやだということが起りかねないんじやないかということが実は問題意識の一つにありますので、これは後でまた議論をさせていただきたいと思います。

では、その大臣が定義をされた擬似外国会社と

いうのは、日本には一体どれくらいあって、どんな規模で、あるいはどんな国で設立をされているのか、実態がどうなっているのか教えていただけますか。

○南野国務大臣 外国の法令に準拠して設立された会社が擬似外国会社に該当するか否かは、その会社が日本に本店を置いているか否か、または日本において事業を行なうことを主たる目的とするものか否かといった事実状態によつて判断されることがあるわけでありますけれども、このような事実状態は統計などによつて把握することができません。擬似外国会社の数、主要な設立国、典型的な会社の規模または典型的な業種についてお答えすることは困難であります。

もつとも、擬似外国会社を設立するための事務代行と思われるサービス提供がインターネット上で行われていること、または企業家の情報ネット上

ワークで擬似外国会社についての情報が流されていることなどの事実はございますが、これらの事実から、日本において一定数の擬似外国会社が存在するものと予測しているところでございます。

○加藤(公)委員 要するに、擬似外国会社に対する規制をここで論じようというときに、実態がわからないわけですね。だから、ほんのちょっとしかないかもしれませんし、場合によつたら全然ない

かもしれないし、あるいは物すごくたくさんある

かかもしれないし、全然わからない。全然わからな

い中で議論をしなければいけないというのも、こ

れは後でまたつながりますから、私は、ここはま

ず一つ問題だらうと思つておるわけあります。

その全然実態のわからない擬似外国会社につい

て、今回規制をどう変えるんですか、大臣。

○南野国務大臣 現在の商法におきましては、擬似外国会社は日本法に従つて設立された会社と同一の規定に従つてことを要する旨が規定されておりますけれども、この規定の意味につきましては解釈上争いがあるということでござります。

有力な考え方としては、商法の規定によりま

して設立されていない擬似外国会社の設立の効力を

否定し、商法で定める手続に従つて再度設立し

さなければその法人格を否定することとするも

の、もう一つの问题是、擬似外国会社の設立の効力は認めた上で、商法の規定のうち擬似外国会社に對しても適用することができるとして解釈され

るものには適用されるとするものといった考え方があ

ります。

しかし、擬似外国会社について、法人格を否認

したり、あるいは解釈によつて適用される規定が

定まるような状況は、いずれも法律的に安定性を

欠いており、適当ではないと考えられているところ

であります。

そこで、会社法案におきましては、法律関係の明確化を図るとともに、擬似外国会社に関する現行法の規律の実質を確保するという観点から、一つは、擬似外国会社は日本において取引を継続して行なうことができないこととし、二としまして、これに違反して取引を行つた者は、取引の相手方に對して当該擬似外国会社と連帶して責任を負う

こととしております。

以上でございます。

○加藤(公)委員 要するに、擬似外国会社の法人格を今まで否定するという解釈があつた、そのことはかえつて取引先に損失を与える可能性があるのではないかという問題点があつた、そのことは

ではないか

こと

であります。

○加藤(公)委員 これまでの法律が解釈があいま

いだつたとか、あるいはその法人格を否定すると

かえつて取引先に迷惑がかかるという問題点は私

もさつき同意したとおりでありますし、そのこと

が

私も認めます。それは、今回法律を変えて、擬似

外国会社の法人格自体はまず認めた上で次の議論

をしようということは私も大賛成なんであります。

それともう一つは、取引相手、取引先の保護

が

私が伺つておるのは、仮にそれが一種の脱法行為

だとしても、何が問題なんですか。

要するに、過去何か被害が出ているのかとか、

あるいはトラブルが発生しているのかとか、ある

いはトラブルすれすれで何か防いだことがあるの

かとか、要するに、実態を先ほど伺つたら、わか

らないと。数もわからなければ業態もわからない、

設立国もわからない、つかんでいません。では、

具体的に何か被害が発生したとか、トラブルが

あつたとか、あるいはビジネスの現場から要請が

あつたとかいうんならいいんですが、今度こつち

を聞いているんですよ。何が問題でこの規制をつ

くられたのか、そこを教えてください。一種の脱

法行為だということは御意見としてはわかります

ます。

また、専ら我が国における事業活動を目的とし

ながら、我が国の会社法の適用を回避するために

故意に外国法に従つて設立された会社の活動を認

めることは、一種の脱法行為を許容することとも

なり、問題があるものと考えられるという一点目

でございます。

そこで、これまで商法におきましても、このよ

うな脱法行為を防止するという観点から、日本に

本店を置き、または日本において事業を行うこと

を主たる目的とする外国会社である擬似外国会社

でござります。

そこで、これまで商法におきましても、このよ

うな脱法行為を防止するという観点から、日本に

本店を置き、または日本において事業を行うこと

を主たる目的とする外国会社である擬似外国会社

でござります。

○寺田政府参考人 これは、委員の御質問も非常

にもつともなところがございます。

実は、法制審議会で議論をした中でも、一体この規定を置いておく必要があるのかという御議論

もございましたし、もともと明治時代に商法がで

きたときにこの規定が入つたわけでありますけれ

ども、その規定の意味があいまいなまま今日まで

放置されてきたということ自体が、実はこの規定

の存在意義というものを若干疑わせるところもあ

るわけであります。したがいまして、私どもも、

この規定を一体どうするかとということについては

相当、いろいろな議論をいたしました。しかし、

最終的には、やはり安全弁が何らかの形で必要な

のかなと。

つまり、全く日本の会社と見まごうばかりの会

社があつて、それがそこで全く日本の会社と同様

の活動をしている。普通の人は、それは日本の会

社だと思つてしまふ。そのときに、いや、それは

日本の会社じゃなくて外国の会社であるために、

例えば現在の規定でいうと商法の二百六十六條ノ

三のようないくつかの規定が、取引相手に損害を与える。具体的に申し上げますと、違法な取引をして取引相手に損害を与える。そのときに、取引相手は、では二百六十六条ノ三で請求しましようといったときに、いや、これは外国会社ですからその規定は私には適用がありませんということになると、非常に困るわけであります。

具体的にそういう被害が出ているかどうかということについては、私どもも、何度も繰り返すことになりますけれども承知いたしておりません。しかし、そういう被害が万一起こったときには何らかの手を打たなきやならないということで、実は今回の条文でも、継続的な取引をしてはいけないということは実際に余り意味がないわけであります。それを実効的に行わせる手段もないわけであります。したがいまして、むしろその次に書いてございますとおり、その代表者として振る舞っている人が法人格否認と同様に第三者に対して責任を負うということにこの規定の意味がある。私どもはそういうことで理解をいたしまして、最低限そこの確保だけは、何らかの被害が出るかもしれないわけで、しておきたい。

その程度の意味でありますけれども、しかし、伝統的な法の規定をその程度には生かしておきたいなどいうところでございますので、ひとつ御理解をいただければ幸いでございます。

○加藤(公)委員　いや、そこはやはり御理解いただけなくて、日本の会社と間違う可能性があるとおっしゃいましたけれども、日本で設立しているんだから、会社の商号に株式会社とか有限会社とか合同会社とかつけられないわけですよね。そもそも、例えば加藤公一商店とかつくれないわけですから、そこが日本の会社と見間違うということは、そんなに可能性として高いとは私には思えないと。

それともう一つは、会社法の適用がないと言いましたけれども、だったら、外国会社にも会社法、こことここは適用しますよという規定を設けたつて、それだっていいわけでありますし。何で今回

取引を禁止するなんという規定を設けたのかと、いろいろいたら、今局長は、そこは余り意味がない、こうおっしゃる。だったら、なくしてしまった方がいいんじゃないかとは思うわけであります。なぜそういうことを申し上げるかというと、そもそもこの擬似外国会社の規制に関しては各国立場が分かれている、全く認めていないところと完全に規制のないところと両方ある。ただ、EUの裁判所の最近の判例では、擬似外国会社の規制自体をなくす方向に判例が出ている。ドイツはつづくと規制してきたけれども、これでなくそうといふ動きも出ている。そうすると、世界じゅう見渡してたときに、擬似外国会社に取引を禁ずるなんという、しかも罰則までつけるなんという厳しい規制を課しているのは日本だけということになりかねないわけですね。世界の潮流に反しているんじやないか。

について御質問をさせていただきたいと思います。

今回の会社法は、有限会社と株式会社、これを一本にするというよなことで、大変新しい形になつてゐるわけです。全体としては、経営の自由度を高める、言うならば定款に記載をしておけばかなり自由に経営ができるということで、経営自体にとつてはかなり、やりやすいといいますか、自由度が非常に高まつてゐることはあるわけですが、れども、しかし一方で、やはり会社として、社会的な存在であるわけですから、それはそれでしっかりと規律に基づいて、いわゆるコーポレーション、トガバナンス、そういうものはしっかりと維持されるような形でこの制度設計というのはしていかなければならぬ、こういうふうに考えておりま

いうか、余り株主代表訴訟というのは使わせない、  
こういうような向きが見られて、その点では、今  
回の会社法の中ではこの点が一番問題である、こ  
ういうふうに私は考えております。  
大臣にまず最初にお伺いをしたいと思います  
が、この株主代表訴訟についての基本的な哲学と  
いうか理念というか、基本的な考え方、これをど  
のようにお考えになつていらっしゃるでしょ  
うか。  
〔委員長退席、田村（憲）委員長代理着席〕  
○南野国務大臣 では、申し上げたいと思います。  
株主代表訴訟といいますのは、取締役等の役員  
が違法な行為をしたことにより会社に損害賠償責  
任を負っている場合に、本来は会社自身がその責  
任を追及すべきであるにもかかわらず、役員間の  
なれ合いなどからこれを行わない結果、会社すな  
わち株主全体の利益が害されるというような事態  
を防ぐために、個々の株主に、会社のために訴え  
提起することを認めた制度であろうかと思つて  
おります。  
株主代表訴訟は、このように役員のコンプライ  
アンスにもとる行為によって株主全体がこうむつ  
た損害を回復するための制度であり、コンプライ  
アンスを確保する側面があることは言うまでもあ  
りませんが、あくまでも、損害の回復という株主  
全体の利益の確保の機能を抜きにしては考えるこ  
とはできないものであると思つております。  
○松野（信）委員 今大臣の御答弁の中で、株主全  
体の利益、こういうようなお話をありました。し  
かし、その前提としては、当然、取締役等の役員  
の適正な執行を確保する、その辺のコンプライア  
ンスをしっかりと確保する、これが大前提であると  
思います。大臣もそういうような趣旨でのお話を  
あつたかと思いますが、ですから、取締役等が不  
正な行為を行わないような、その意味での非常に  
重要なチェックがこの代表訴訟だ、こういうこと  
で、その点では大臣とそんなに大きな違いはない  
のかという気がしております。  
ただ、その観点で見た場合に、今回のこの法案案、

これは第八百四十七条の一号と二号に、代表訴訟を提起することができないということで二つの場合を挙げているわけです。

見ますと、一号の方は、この訴えが当該株主もしくは第三者の不正な利益を図り、あるいは損害を会社に加えることが目的だというふうになつておりますので、これはある意味ではもつともなことでありますので、従来の裁判所で、株主代表訴訟はたくさんありますけれども、そういう中でも、訴えが棄却されるというの中には、株主の不正な利益あるいは単に会社に嫌がらせをするといふために起こした、こういうような類型もあるようございますので、こういう一号というのはわからぬではない。

しかし、従来の商法の中には、一号とか二号とかいうような、かくかくの場合には代表訴訟を提起できないというような規定はなかつたんです。あくまでも裁判所の中でこういう場合はだめだと要件だということだろうと思いますが、何もわざわざ訴訟要件を二つも設けるというところの意図が私は必ずしも理解できない。これはある意味では、株主代表訴訟を少し従来よりは抑制しようというような意図が感じられるように思うんですが、大臣、この辺はどうでしょうか。

○南野国務大臣　先生おっしゃいますように、八百四十七条一項のただし書きの各号におきましては、本来株主全体の利益を守るための制度である株主代表訴訟が、むしろ株主全体の利益を損ない、制度本来の趣旨に反する結果となるために、訴訟の提起を制限すべき場合を列挙したものであるとさいますが、総合屋が訴訟外で金銭を要求する目的で代表訴訟を提起した場合、また、株主が、株式会社に対して事実無根の名誉毀損的主張をすることにより株式会社の信用を傷つける目的で代表訴訟を提起した場合があります。

二号が想定しておりますのは、被告である取締

役が無資力であるため代表訴訟の目的である債権

が執行不能になることが確実である場合、また、取締役が代表訴訟で自らの職務に関する主張、立証をすることにより、会社が提起されている訴訟における正当な権利であることなどを失うという

ことです。そういうことであらうと思つております。

○松野(信)委員　一号と二号の御説明はそれでよろしいんですけども、私が質問したのは、こういう旧法になかつた、従来の商法になかつたもの

をわざわざ一号、二号という形で、こういう場合には株主代表訴訟を提起できないというふうに規定をしているということは、従来に比べると代表訴訟を抑制しようというような意図があるのではないか、こういう質問なので、これについて端的にお願いします。

○南野国務大臣　先生おっしゃいますようなそういうことではなく、これが濫訴されるというようないことにについて一つ枠を設けるということであろうと思います。

○松野(信)委員　今大臣からお話ししていただきましたように、あくまでも抑制しようというものではない、あくまでも濫訴を防止する、こういう趣旨だというふうにお聞きをいたしました。そういう意味で考えたとしても率直に申し上げると、一号のところはある意味では当然といえば当然のよくなことで、何もわざわざ書かなくてもいいのではないかというの一点。

それから、第二号の方ですけれども、これはまた非常にわかりにくいというふうに言わざるを得ないんですね。例えば、二号の中でいうと、「当

該株式会社が過大な費用を負担することとなる」、こういう記載があるわけですね。つまり、訴えられないんですね。例えば、二号の中でいうと、「当

該株式会社が過大な費用を負担することとなる」、こういうような形が入ってくるということは、コンプライアンスはどうも二の次、取締役の不正な行為を防止しなきや

いけど、そのは二の次であって、第一思つてね。しかし、最初にお聞きしましたように、株主代

表訴訟の基本的な考え方何かというと、まずもつて取締役等の不正な行為を防止する、コンプライアンスをしっかりと維持するというのがその大前提であるわけです。ですから、費用がかかるか

らというようなことで、あるいはそういう費用負担が大変だから、それでは不当な行為をしている話はないだらうというのが、非常に率直な物の言いで言うと言えるのではないか。

大臣、その辺はそのように思いませんか。不正あるいは非常に不当な行為を取締役がやつていて、会社としては応訴したりいろいろ調査があって、会社としては応訴したりいろいろ調査をやついても勘弁してくれ、これは余りにもおかしいと思いますが、大臣はそのようにお考えになりませんか。

○南野国務大臣　株主代表訴訟、これは先ほど私が申し上げたのでございますが、役員のコンプライアンスにもとる行為によって株主全体がこうむった損害を回復するための制度であります。そういう意味から、コンプライアンスを確保するという側面があることは言うまでもありませんが、あくまでも損害の回復という株主全体の利益の確保の機能を抜きにして考えることはできない。そういう意味では、みんながコンプライアンスを守つていくというところに第一義的な課題があるのでないかなと思います。

○松野(信)委員　みんながコンプライアンスを守つていて、だれかがだれかに債務を負うていて、その場合に、被害者の方が加害者に訴訟をしてそれを取り戻すかどうかというときに、訴訟をすることによって取り戻せる額、これは理念的にはもちろん債務額ですが、しかし、当然相手方の資力等を勘案して、現実にこのぐらい得られるだらう額というのがあるわけであります。それに対して、訴訟をして、例えば訴訟代理人に物

ごく報酬を払わなきやならない、調査の費用がかかるということになりますと、訴訟をためらうということは一般的に見られるところであります。

この株主代表訴訟も、おっしゃるとおり、コンプライアンスという機能を有することはそのとおりでありますけれども、しかし、一般的の訴訟と、

りむだな費用とか何かをかけないで会社が利潤を得られる、もうけを出すことができる、多少取締役が悪いことをしたって会社がもうかれいん

だ、どうもそういうような哲学が前提としてあるんじやないかという気がしてならないんですが、この点はどのようにお考えですか。

○南野国務大臣　会社の利益を抜きにして考えられないという観点から、先ほど申し上げたようなことになると思います。

○松野(信)委員　どうも、ちょっと余り質問と答えがかみ合いませんが。

それでは、「当該株式会社が過大な費用を負担することとなる」、こういう文言があるんですねが、この過大な費用の負担ということは、恐らく何かと比較をして過大だと少ないとかいうことになります。

○寺田政府参考人　これは、ごく一般的に普通の債権回収の場面でお考えいただければわかるわけですが、この過大だと少ないとかいうことになります。

○南野国務大臣　これは、ごく一般的に普通の債権回収の場面でお考えいただければわかるわけですが、この過大だと少ないとかいうことになります。

○寺田政府参考人　これは、ごく一般的に普通の債権回収の場面でお考えいただければわかるわけですが、この過大だと少ないとかいうことになります。

○松野(信)委員　みんながコンプライアンスを守つていて、だれかがだれかに債務を負うていて、その場合に、被害者の方が加害者に訴訟をしてそれを取り戻すかどうかというときに、訴

訟をすることによって取り戻せる額、これは理念的にはもちろん債務額ですが、しかし、当然相手

方の資力等を勘案して、現実にこのぐらい得られるだらう額というのがあるわけであります。それ

に対して、訴訟をして、例えば訴訟代理人に物

ごく報酬を払わなきやならない、調査の費用がかかるということになりますと、訴訟をためらうということは一般的に見られるところであります。

この株主代表訴訟も、おっしゃるとおり、コン

プライアンスという機能を有することはそのとおりでありますけれども、しかし、一般的の訴訟と、

会社が違法行為をした取締役に損害賠償請求をするという点では変わりがないわけで、会社として、この取締役は本当に無資力なのでほとんど回

収の可能性がない、つまり、得られるべき額、それに比較して、訴訟をすることによる費用が物すごくかかるということになると、これは会社がなめらうだろう、それを代表訴訟ならできるという理由はないのではないかということで認められておいでござります。

ような立場には裁判所は立っていないかったと思います。ちょっとこの点だけ確認をしたいと思います。

○寺田政府参考人 これはまず、おっしゃるとおり、株主代表訴訟の性格をどう見るかということとかかわる問題であります。

も、二号に該当するような従来の裁判例はない。ということは、ある意味では、立法事実として考えた場合に、従来、二号のような例が出てきた、つまり会社にとつては費用が余計にかかる、だけれども得られる成果は大した成果がない、不正行為を勧いたという取締役もほとんど無資力で回収

先ほど申しましたように、一号に相当するような例というのはござりますので、一号を基準に立法いたすということになりますと、ではそれだけかということにまたなりかねないわけであります。

もちろん、一号に比べますと比較的のわりにいくつも規定という御指摘はある程度当たっている面もあることは否定できないところでありますけれども、しかし、そのような類型を全く否定し去る、ともこれはまたできないわけでございますので、私どもとしては、そこにあえて掲げさせていただいているところでございます。

最初に大臣から申し上げましたように、この制度というのは、あくまで最終的には、訴訟担当という性格づけがされておりますけれども、会社が訴訟をすべきなのに、これをしない、それにかわって株主が会社のために訴えをする、こういう構成でございますから、会社がある立場において当然訴訟をしないだろう、あるいはするのは不合理であるという場合に、株主が会社に成りかわって訴訟をするということが適当かどうかということが

の見込みもない、例えばそういう例がたくさんあって、たゞ、こういう例もなかなか棄却はしないといふようなことが幾つかあって、どうもこれではやはりぐあいが悪いので立法的に解決をする必要があるというなら、今度二号をつくって立法的に解決をして会社の負担を少し軽減してやろうというのはわからないではないですが、今局长の答弁にもありましたように、従来からそういうような裁判例はないということですから、立法

が必ずしも一号だけではないということを示す意味でも、二号というものをあえてこの際お示す意味があるのではないか、これによつて、株主代表訴訟というのだが、こういうものでないものは、株主が正当にコンプライアンスを求め、損害の回復を求めるものとして正当なものであるという位置づけができるのではないか、そういうつもりで設けているところでございます。

ると、例えば今のお話ですと、訴えられるようになると、取締役がほとんど無資力で回収の見込みがない場合に余計に会社に費用負担をかけてはいけない、そういうような御説明がありましたが、それとも、しかし、これもまさに、株主代表訴訟の哲學がどうなつてあるのか、この出発点から見ても、私はちょっと理解に苦しむ。この代表訴訟の出発点は、まさに取締役のコンプライアンス、取締役が不正な行為をしないように、言うならそれで一定の歯どめをかけようというふうことでスタートしたはずであります。

問題になるわけであります。  
そこで、この訴訟の本来の機能というのは、損害を回復するというところに最終的なものがござります。極端に申せば、取締役が違法行為をした、しかし何の損害も生じなかつたときに株主代表訴訟ができるかということにもかかるわけでありますけれども、そういう意味で、コンプライアンスという機能があることは否定できないわけでございますが、最終的には損害の回復ということが訴訟の本来的な機能だということを大臣から申し上げて いるわけであります。

事実から見ても、わざわざ二号を設けなければならぬといふ必要性、これはどうも余り感じられないという気がしてなりません。  
専ら、どうも一部の財界の方から、会社の費用がかかると大変だからこういうような制約も入れてくれといふふうに押し込まれたんじやないかなというふうに疑いたくなるような、そういうところですが、もし、この二号を入れるためのこういう具体的な立法事実があるというのであればお示しください。

いんですが、余りこればかりやつっていても仕方が  
ないので、もう一つだけちょっと確認しておきま  
す。

この二号の中で、過大な費用が負担されるとい  
うことと、「これに準ずる事態が生ずることが相  
当の確実さをもつて予測される場合」というふう  
になつてゐるんですね。これはまた、我々弁護士  
みたいな法律家はいいかもしませんが、普通の  
人はこんなものを読んだってどういう状況を指し  
ているのかさっぱりわからないというのが普通で  
はなかろうか。

代表訴訟自体は非常に古い、たしか昭和二十五年ぐらいから導入されているわけです。途中で訴訟費用が八千二百円でいいというふうになりまたので一時ふえたりもしましたけれども、もともと哲学はそういうことで、もともとの哲学は要するにコンプライアンスの維持だということになつてゐたわけで、従来から、費用が云々かんぬんだということで訴えが棄却されるというようなことは、従来の株主代表訴訟の裁判例、これはたくさんありますけれども、そういう裁判例あるいは判例で代々積み重ねられてきた物の考え方、判例法理を見ても、費用が余計にかかるから、どんなに悪い取締役が出たとしても請求を棄却するという

裁判所の判例がどうかというお尋ねでございま  
すけれども、裁判所の判例で訴権の濫用をこれま  
で認めた例は、数はそう多くありませんけれども  
ございます。しかし、現在までに出てる例は、  
主として、どちらかといえば一号に当たる例、す  
なわち、自分の利益を図っている、あるいは、本  
來の目的からしたらこんなものは代表訴訟をすべ  
きでないのに、無理に会社と一緒にになって代表訴  
訟の形をとつて費用を安く上げてているというよ  
うなケースでございまして、二号に当たる具体例と  
しての裁判例が、公刊された例の中にはないとい  
うのは御指摘のとおりでござります。

この二号にびたり当たるような例というのは従来の裁判例には必ずしもないところでございますので、そういう意味での立法事実というのは必ずしも明白ではありません。

しかしながら、特に、先ほど委員も御指摘になりました平成五年の法改正以後、株主代表訴訟が従来にも増して使われるようになりました。その中の一部は、しかしながら、取締役に対する非常に過大な請求があるために担保提供等で抑止された部分もあります。しかし、そうでない部分もあります。いまして、会社の関係者らのいろいろなお話を伺いますと、やはりこれに類することへの懸念といふのも決してぬぐい去れないところであります。

「これに準ずる事態が生ずることが相当の確實さをもつて予測される場合」というのは、もう少し具体的に、こうこうこういう場合はこれに当たるんだという具体的な例を幾つか指摘できますか。

○寺田政府参考人 こんな言い方をしてまことに恐縮でござりますけれども、具体例として、典型的にさらにはこの前の二つに横並びで続くものが、そろは、そう書くわけであります。ところが、そういう類型がなかなかできないものが全体の中にはあるだろうと思つて拾わなければならぬ。そういう場合に用いる表現でございまして、裁判規範でございますから、結局のところ裁判所に最終的に

な判断をゆだねるわけでございますけれども、典型的な例がないという意味では御指摘のとおりでございます。

○松野(信)委員 今の局長の答弁を聞いても、どうも「二号」というのは本当に要らないのがますます明らかになつたのではないかというふうに思いますが、訴訟参加のことについて念のために確認をしておきたいと思います。これは八百四十九条にあります。この点は、従来と基本的には変わっていないところかと思います。

ただ、これも、訴訟参加できるということがありまして、ただし書きがありまして、訴訟遅延あるいは裁判所に過大な事務負担を及ぼすというようなことで、これまでの制約があるわけです。

私は從来から、裁判所に対し過大な事務負担を及ぼさせるから訴訟参加ができないというのも、これまでのちよつと法律のつくり方としてはいささかどうかなというふうに疑問を持つておりますし、この「裁判所に対し過大な事務負担を及ぼす」というようなことで例えば訴訟参加が認められないといった例が過去どれくらいあるのか、あるなかつたという例が実際どういうような場面を想定しておられるのか、これについてお願ひします。

○寺田政府参考人 これは、株主代表訴訟について訴訟参加が必要だということで数年前に検討した際に、この訴訟参加の条文を入れましたときから入っているものでございまして、今回新たにつけ加えたものではございません。原告である株主のもので、それはよろしいですが、ただ、八百五十分と被告である取締役等の役員の間に主として株式会社そのものが訴訟参加できるということに非常に大きな意義がある、そういう条文でございます。

ただし、株主も非常に多数おいでになるはずで、それらの方々の中には参加を希望される方もおいでになるわけでございます。そういうために、参加を認める 것을株主にももちろん広げてあるわけでございますけれども、株主の数が非常に多いということになりますと、あえてそこまで株主の

数を最終的に全員を拾うということをしなくても訴訟としてはやつていいける場合に、全員を拾うということになりますと裁判所にとって非常

に負担が大きくなるという場合にこういう防御策のようなものを設けている、そういう趣旨だろう

次に、訴訟参加のことについて念のために確認をしておきたいと思います。これは八百四十九条にあります。この点は、従来と基本的には変わつてないところかと思います。

ただ、これも、訴訟参加できるということがありまして、ただし書きがありまして、訴訟遅延あるいは、約七、八百人ぐらい訴訟参加している別にそれは何の制約もないわけですね。この代表訴

訟に限つてこういう訴訟参加について制約をしているというのはいささか奇異な立法ではないかなという気がしてならないんです。

先ほどちよつと申し上げたように、これは最近の立法でそなつてているわけですから、これが現実に適用されて訴訟参加したい者が認められなかつたというような例がありますか。

○寺田政府参考人 私どもでは把握いたしておりません。

○松野(信)委員 基本的には、裁判所に過大な事務負担が及ぶから訴訟参加を制約するという考え方には私は余り賛成できぬ、これだけは申し上げておきたいと思います。

それから次に、原告適格を維持しようということが今回の代表訴訟では盛り込まれたわけで、これはこれで評価をしたい。全体的に学者の先生方が評価をしておられるかなというふうに思いますので、それはよろしいですが、ただ、八百五十分と被告である取締役等の役員の間に主として株式会社そのものが訴訟参加できるということに非常に大きな意義がある、そういう条文でございます。

ただし、株主も非常に多数おいでになるはずで、それらの方々の中には参加を希望される方もおいでになるわけでございます。そういうために、参加を認める 것을株主にももちろん広げてあるわけでございますけれども、株主の数が非常に多い

あるいは現金でやつてしまふ。いろいろと合併対

価が自由化されるというのが今回の会社法で出てきて、これでいろいろと三角合併でどうだこうだ

という議論もなされているわけですね。

そうすると、合併対価が自由化されるというこ

とで、では代表訴訟を起こしていいる原告にはお金

を差し上げる、つまり、親会社の株なんかじやな

くってお金を差し上げるということで出ていつても

らう、こういうようなこともあり得るわけ、そ

うすると、現金をもらは方は原告適格はなくなつ

りますね。現に、かつて私がやつていた行政訴訟あたりは、約七、八百人ぐらい訴訟参加している別

にそれは何の制約もないわけですね。この代表訴

訟に限つてこういう訴訟参加について制約をして

いるというのはいささか奇異な立法ではないかな

という気がしてならないんです。

先ほどちよつと申し上げたように、これは最近の立法でそなつてているわけですから、これが現実に適用されて訴訟参加したい者が認められなかつたというような例がありますか。

○寺田政府参考人 おつしやるとおり、新しく、維持するために原告適格を認めている部分などとい

うは株主であるということが要件になつております。

○松野(信)委員 それは、その会社の株主ではなくても、それと実質的にかなり近い利益状況にある親会社の株主という形でもいい、そういう形で辛うじて残つ

ておきたいと思います。

○寺田政府参考人 おつしやるとおり、現金等を

受け取つて合併で株主性を失つた人というの

は、この場合の対象者としては除かれるわけであ

ります。

ろうというふうに考えております。

次に、現金をもらつた者にどうして訴訟追行権をさらに維持しておかないとことでござ

りますが、ここはやはり、仮に、親会社のもので

あれ、株主の地位を持つていて、その会社に損害が回復されるということが自分にとつて利益になる、こ

とで、では代表訴訟を起こしていいる原告にはお金

を差し上げる、つまり、親会社の株なんかじやな

くってお金を差し上げるということで出ていつても

らう、こういうようなこともあり得るわけ、そ

うすると、現金をもらは方は原告適格はなくなつ

りますね。現に、かつて私がやつていた行政訴訟あたりは、約七、八百人ぐらい訴訟参加している別

にそれは何の制約もないわけですね。この代表訴

訟に限つてこういう訴訟参加について制約をして

いるというのはいささか奇異な立法ではないかな

という気がしてならないんです。

先ほどちよつと申し上げたように、これは最近の立法でそなつているわけですから、これが現実に適用されて訴訟参加したい者が認められなかつたというような例がありますか。

○寺田政府参考人 おつしやるとおり、新しく、維持するために原告適格を認めている部分などとい

うは株主であるということが要件になつております。

○松野(信)委員 ただ、そうだとすると、果たしてそれがいかどうかという問題で、つまり、現

金をもらった人は株主代表訴訟の原告適格をなく

す、親会社の株をたまたまもらつた人は原告適格

が維持されるというような形になると少しアン

バランスになつてしまふのではないかというおそれもありますが、その点はいかがですか。

○寺田政府参考人 この点は、なるほど、そういう角度から見るとそういうお考えもあり得るかと

は思います。

○松野(信)委員 この点は、今局長が答弁された

ように、代表訴訟の哲学、代表訴訟というのをど

ういう観点でとらえるのか、あくまでコンプライ

アンスなのか、それとも会社の利潤追求という意

味の利益なのか、この辺のところだと思いますが、

しかし、私は、何度も申し上げるように、この株

主代表訴訟のよつて立つべき哲学というのはあく

まで取締役等の不正行為を防止するコンプライア

ンスの点にあるし、従来からその考え方で来たは

ず、こういうふうにこの点だけは申し上げたい

と思います。

代表訴訟はそれくらいにしまして、次に、定款

今回の会社法は、從来にも増して定款の位置づけといふものが非常に高められているわけです。

定款というのは言うならば会社にとっては基本法、憲法みたいなものであります。会社の基本的な仕組み、枠組みをこれで明らかにしておくといふことですが、定款に定めてあれば、かなり自由度を高めているということが今回の法案ですね。定款に書いておけば、例えば、一定の会社であるならば取締役の任期は十年までいいとか、あるいは取締役会の書面決議でもいいとか、そういうふうにかなり彈力的な運用、別の言い方をすればルーズなやり方でも認めてしまう、こういうことになります。それだけやはり定款の重要性、定款自治が拡大をしているということであります。

ところが、この定款に関する規制というのは從来と余り変わらないかなと思います。定款はこれを本店に据え置きなさいとか、あるいは株主や債権者は閲覧・謄写権がありますとか、せいぜいその程度にしかないかというふうに思つております。それで、日本の場合ですと原始定款は公証人の認証ということでやつてあるわけですが、諸外国では、こういう会社を設立するときの定款、これはどのような規制になつているでしょうか。

○寺田政府参考人 定款というのは、外国ではいろいろな呼び方がござりますけれども、しかし、基本的には日本と同様に、会社の基本的なルール、組織の基本的な方針を定めるものとして、どこかの会社法制においても会社が作成すべきものというふうにされております。

定款が認証されるかどうかということをございますけれども、アメリカには定款の認証の制度といふのはございませんが、大陸諸国、ドイツ、フランス、オランダ、イタリア等においては、会社設立手続の中に定款の認証ということを求める、そ

ういう規制が置かれているところでございます。

○松野(信)委員 原始定款には公証人の認証が必要だということをございますが、今回の会社法の中では、最低資本金制度を撤廃する、一円からでも会社が設立できるということで、ある意味では起業化を促進しようという趣旨が入っているかなというふうに思います。

ところが、会社の設立には実際にある程度の費用がかかるわけで、公証人に認証していただくことについても一定の費用がかかるわけで、実はある人とお話ししてたら、せっかく一円でも会社がつくられる、資本金はそういう形になります。定款についてもう少し、これだけ重要性が高まつてゐるわけですから、例えば保存の点とかあるいは公開性の点とか、これについてはより拡充してもいいのではないかというふうに思つております。

それで、日本の場合ですと原始定款は公証人の認証ということですと公証人がいるわけですが、諸外国では、こういう会社を設立するときの定款、これはどのような規制になつているでしょうか。

○寺田政府参考人 定款というのは、外國ではいろいろな呼び方がござりますけれども、しかし、基本的には日本と同様に、会社の基本的なルール、組織の基本的な方針を定めるものとして、どこかの会社法制においても会社が作成すべきものといふふうにされております。

ならないで、ある意味では自由競争というふうな形になつてゐるようですね。

そうすると、実際に会社を設立するため、公証人の認証から、あるいは設立登記にかかる費用、司法書士さんの手数料等、大体、今現在幾らぐら

いかかりっているのか。例えば、登記費用あたりを軽減するというようなことで起業化を促進しようと、どうなお考えはないのかどうか、この点、財務省の方も来られているんでしたら財務省の方からお願いします。

○加藤政府参考人 今御指摘の、会社設立にかかる費用の一環としての登録免許税についてお話をございました。私ども、この登録免許税につきましては、基本的には、登記、登録を受ける、国家の制度として登記、登録という制度を設けて、それによって一定の効果、効力を与えていたるといふこと、それから、その背景にある事情に着目して、その担税力を評価して課税を行つ、この方式でいろいろな登記、登録につきまして課税を行つております。

今回の会社法の改正におきまして、最低資本金の制度等の見直しがあつたことは承知しておりますが、この会社設立に当たる登記の効力、効果等々につきましては変更ございませんので、現時点での問題について変更をすることは考えておりません。

○松野(信)委員 ついでにと言つてはあれでなければ、具体的に会社の設立にどのくらいの登録免許税がかかっているのか、ちょっと具体的な数字で教えてください。

○加藤政府参考人 会社の設立登記にかかる登録免許税は資本金の金額に比例するのが原則でございまして、資本金額に対して千分の七が基本原則でございます。ただ、十五万円に満たない場合は、最低額、株式会社は十五万円といふことになつております。

いうことですね。

○加藤政府参考人 さようございます。

そして、この定款の点については、先ほども申し上げたように非常に重要性が高まつてゐるわけですが、原始定款は、これは公証人とか登記所で保存されているという形になりますが、通常、会社の方は、途中で定款変更というのが行われるわけですね。そうすると、第三者、第三者といつてもいろいろな人がいると思います、これらとの会社と取引をしようというような者もいれば、場合によつては敵対的買収をしようというような者もいるかもしれません、その第三者が、定款の変更があつたかなつたか、あつたとすればどういう変更がなされているのか、この辺はどういう意味で申し上げますと、定款変更は株主総会の承認が必要ですので、総会議事録に定款変更が記載されます。この総会議事録は、株主のほか債権者もこれを閲覧し謄写することができる、新しい会社法案においてもこのことが明示されております。

また、変更後の定款については、これは今まで同様備えつけ義務がござりますので、株主のほか債権者もこの定款を閲覧、謄写することができますが、債権者以外の第三者については、法制上はこの定款を見るということが可能な手立てというの

○松野(信)委員 株主や債権者は定款を見ることができる、しかし、それ以外、先ほど私が申し上げたように、これから会社と取引しようというような者は定款を見る手立てがないという答弁でしたけれども、その辺は、もう少しこの定款の閲覧あるいは公開性というものをより拡充する方向で検討したらどうかというふうに私は考えておりま

す。

例えば、株主総会議事録をチエックすれば、定款の変更というのは確認できるわけですねけれども

支店では五年というふうな形にもなつてゐるものですから、定款変更の状況を順次調べて追つていくことは、これはかなり困難な面も出てくるのではないか。そういうことも考えて、定款の公開性、つまり株主や債権者以外の者にも拡充をしていくということは検討にはなつていらないんでしようか。

○寺田政府参考人 委員の問題意識というのは非常によくわかるところであります。しかし、定款というものはあくまで内部規則でございますので、そのすべてをすべての会社について公開を義務づけるというのは、これはなかなか難しい面がございます。

積極的に公開を義務づけるものについては登記という形でこれを設けているところで、今回、おつしやるとおり、定款自治の範囲をかなり広げた部分がございますが、例えば、株式の内容でございまますとか、あるいは組織の中のどういうものがこの会社に置かれているか、例えば取締役会が置かれているか、あるいは会計参与というものは置かれているのかというようなことは、むしろ登記事項として示すというのが今回の考え方でございます。

○松野(信)委員長代理退席、委員長着席)  
る会社の方で積極的にいろいろな形でオープンにして、自分の会社のありようというものを社会的にお示しになる、こういうのが筋ではないかといふうに考えております。

るというふうになつてゐるかというと、その点については、やや疑問なしとしないなという気もします。

例えば、取締役の任期についても定款で十年まで延ばすことができたり、あるいは書面決議ができたりということで、定款に書いておけばかなり自由に会社経営関係ができるというのでありますから、そうであれば登記すべき事項というのもものかなり拡大をするというふうに考えていいてしかるべきではないか、こういうふうに考えております。

現に私が聞いているところでは、例えばイギリス、ドイツあたりは定款変更ごとに登記あるいは登録義務を課していることのようありますので、場合によってはそういうようなこともあります。

見習つたらどうかといふうに思つております。定款の点については大体そういうところです。次に、会社の商号についてお聞きをしたいと思ひます。

商号の点については今回かなり改正がなされています。特に類似の商号については、同一市町村内において同一営業のための同一商号

を翻訳することができないし、逆に、よくなれば肯定を廢止する、こういったことになつてゐるわけで、これはこれで一つの考え方かなというふうに思ひます。

しかし、そうすると、同一市町村内において似たような商号が濫用される、幾つも出てくる、あるいは、先発にある例えば南野商店というようなものに、後から新南野商店というようなことで同

じようなことをやられるということで、既存の、既にある商号が、ある意味では事实上侵害されるというおそれもなきにしもあらずだらうといふところです。この点につづけては、ハグセントロ

○南野国務大臣　現行法では、会社の商号につきまして、他人が登記した商号と同一または類似の点についてはいかがでし  
うか。

なわち類似商号規制が設けられておりますけれど

いたのか、これについてもお聞かせいただきたい

も、類似商号規制につきましては、会社設立の際に類似商号の調査が必要になるなど、会社の設立手続が複雑化しているという問題がありまして、中小企業を中心で規制の廃止を求める声が強いものと思います。

○寺田政府参考人 これは、この制度を行政面で運用いたしております私どもの方から申し上げるのは大変心苦しいところでございますけれども、

のと認識いたしております。  
ところで、類似商号規制は同一市町村内における商号権の確保という目的で設けられた規制であります。現在では、小規模の会社でありましてもその活動の範囲は市町村にとどまらないことがあります。また、現行の類似商号規制のもとにおきがほとんどであるために、規制の効果というのは限定的なものにすぎないというふうに言わせておきます。また、現行の類似商号規制のもとにおきに至るまでに何回も登記所通りをさせられたとい

中小企業の方でも、会社を設立されようとする方、どなたにお聞きになつてもほぼ同じ答えるだろうと思ひますけれども、最大の難関がこの類似商号の問題で、そのため登記所に赴かれて、実際の審査というのは具体的に登記官への御相談というものをいただいた上でされますので、申請がされてから時間がかかるわけではございませんが、申請

ましても、会社の定款上の目的さえ異なる場合は同一市町村内において同一の商号を登記することも可能であるということになります。

したがいまして、類似商号規制が撤廃されたと

うふうに言われるのか正直などころでござります。  
具体的に申し上げますと、類似商号、つまり商号自体が似ているかどうかかというのもどうでござ

いたしましても、このことによる類似商号の濫用が増加するおそれはないと考えられているところでございます。

○松野(言)委員 今大臣からお話をいただきまし

りますけれども、法律の上では、同一の目的の類似商号ないし同一商号が許されないというところでございまして、むしろ目的が許されるかどうか、あるいは同じかどうかというところに非常に手間

たものの中で、一つは、類似商号の審査に時間と手間がかかる、似たような商号があるかないか、チェックに時間や手間がかかるなどというような御指

捕がありました。それで、その弊害をなくす必要がある、これはわからないではありません。ただ、もう一つの方の見方として、やはり商号として、それだけ社会に広く通用する、商号権とし的につての事業として、目的として記載していいかどうか、従来のものと区別がつくのかというところが大変難しいところでございます。登記所の方では、これを具體性と明確性という形でえり分

て一定の保護を受けようというものであれば、一定の時間や手間暇がかかるとも、保護を受ける以上はやむを得ないのではないか、こういう考え方もあり得るわけですよね。

そこで、審査をしておりますけれども、この点についての解説書だけでも商法の一般的な概説書と同じぐらいの厚さがあるというのも決して不思議はないところでございます。

うトラブルが発生している、何かそういう具体例があるんでしょうか。あれば教えていただきたいと思いますし、またどのくらい手間暇がかかって書いていただくわけですが、それが認められないケースというのがあるわけでございます。例えば中高年者等の能力開発業務というのは、具体的な目的をお持ちでないと言ふとされるためにはどうぞ

性、明確性がないということで受理されなかつた  
ケースがござりますけれども、これなどはもう少

し加えられればあるいは可能だったのかもしれないが、そうなると今度はほかのものと同じものになってしまふということで、いろいろ工夫はされてゐるのだと思います。そういうところに非常に難しい登記実務上の隘路があつた、これについて利用者の方にも大変な御不便をおかけしているという方が実情でござります。

○松野(信)委員　いや、私の方は、類似商号の審査に時間や手間暇がかかるというので、では具体的にそれが例えば何時間かかっているとか何日かかるかっているとか、そういうようななところを質問したので、別に目的の同一性云々についてお聞きしているわけじゃないのです。類似商号の審査で、似ているかどうかというのであれば、実際に例えば同一市町村の中でコンピューターあたりでさつと名寄せみたいなのができるようなシステムになつてはいるのか、それとも一枚一枚紙をめくつてやらなきゃいけないのか。そういうような体制が不備だというのであれば、それはむしろ法務省サイドの問題になりかねないのですから、その点を聞いていきます。

○寺田政府参考人 商号が似ているか似ていないかあるいは同じものがあるかどうかということは、今日、コンピューターの登記所がほとんどを占めていますので、それほど時間はかかりません。判断自体も、商号そのものが似ているかどうかということはそれほど時間が実はからないわけです。むしろ問題は、目的が違うということが同じ商号を使いたい場合に必要になるわけでありまして、そのためには時間をさまざまな工夫されるのが一般的です。その目的の審査に時間がよりかかるというのが実情ということを申し上げておきます。

かるということになるわけですね。そうすると、大臣もお話をあつたように、従来でも目的が同一でなければ類似商号も許されていて、こういうふうに言わされました。ただ、目的が同一かどうか、この点で見た場合、通常、会社が設立されるというふうになると、目的が一つといふことはほとんどないと思います。それこそ、いろいろな目的をまず大体と並べて書いて書くわけですね。建設もやれば、土木もやれば、いろいろな塗装の工事もやれば、中には金貸しもします、お菓子やジュースの販売もあります、実際にやるかどうかは全然別にして、そういう目的をそれこそいつも十も載せるわけですね。

それから、後から類似というような商号を持つ人が、例えば一つでもひつかかる、もともと既存に例えればお菓子の販売という目的がこの十個のう

ちに一つあった、新しく会社を起こうと、類似の商号、似たような商号でやつて、その新しくつくるうという会社も目的がそれこそ五つも六つもあるのですが、その中にお菓子の販売というののが一つでも重なれば、これは恐らく従来でも目的は同一だというふうに判断されていたのではないかと思いますが、どうですか。

断はそのとおりでございます。

たというふうにおつしやるけれども、しかし、現実には、目的というのは今申し上げたように大変たくさん並べているケースが多いわけですから、結構同一になってしまってることが多かったのではないかなどというふうに思います。そうすると、従来も目的が同一でなければどうせ類似商号は許

されていたから、今回の法改正で旧法の十九条を廃止したて余り大した影響がないよとまでは言えないのではないかなど、ふうに思います  
が、この点はいかがですか。

○寺田政府参考人 現実に重なり合っているものが現に存するというのは、それは商号が違うケー

スであります。逆に申しますと、後から来た人を類似商号ではねのけようと思えばできるだけたく

さんの目的をつらなきやならないわけでござります。それで、新しい業種をいろいろ取り込んで抽象的にどういう形で定着させるかについて、それの中の中小企業の方が非常に知恵を絞つていろいろお出しになるわけでございます。その中に、さつき申し上げたような、果たして目的として見えて日本語にてお書きしてある、あるいは書道

て日本語として定着しているのか、あるいは普通の人が見てわかるのかというようなことを悩むのが登記官の実際の作業でございまして、そういうところで時間がかかるわけでございます。

それで、今おっしゃったように、類似商号については、もし嫌がらせをしようと思えば、目的をちょっとでも異にしたしかしほとんど同じ類似商号という形でおいでになるはずでございまして、そういうものはもちろんこれまでもあり得たわけですが、それでも、それについて混乱がさして起きていない以上、今回のように類似商号を禁止したことにして、頂いた商号ヒント、目的

号を廃止したとして、類似の商号を販売目的のいかんにかかわらずいいといふことにしまして、それほどそのことによる混乱は起こないのである。

○松野(信)委員 より混乱が発生しないような法  
はなしかどうことを大臣は申し上げたわけでござります。

制度というのをやはりつくつていかなきやいけないと思うんですが、要するにどちらをより重視するかということにもなるうかと思います。

ただ、今回のこの会社法案でいきますと、例え  
ば一番地違いで全く同じ目的、全く同じ商号、こ  
れは許される、こういうことになるということか

と思います。しかし、そうなるとかなり現実的には混乱するおそれもあるのではないかというふうに思います。その場合に、こういう混乱はもう仕

方がないんだというふうにお考えになるのか、あるいはそういうような場合にはこういう対処ができるから大丈夫だというふうにお考えになるのか、この点はどうですか。

一一一

ですから、従来の二十一条の一項の部分はかなり変更を加えているわけですが、この理由は何でありますか。

○寺田政府参考人 結論から申しますと、これは法律の内容としては新しい法律も変わっておりません。ただ、規定の仕方として、ここに損害賠償請求と書かなくても、損害賠償請求というのではなくて、不正の目的をもつて他人の営業と誤認させる商号を使用した者については認められるというふうに考えられますので、あえてここで損害賠償について触れていないということにしておきます。

○松野(信)委員 それはそうかなと思いますが、従来の商法の二十一条は、使用の中止が求められる、損害賠償の請求もできると明文で書いてあるは、どうも必ずしも理解できないので、今の局長の話で、明文で書いていなくたって損害賠償の請求もできるというのは、その根拠は何でしょうか。民法七百九条の不法行為でいいけるんだ、こういう趣旨ですか。

○寺田政府参考人 もともとの商法が、ただし書きでそういうことを妨げないということを注意的に書いているわけでございます。

それは、おっしゃるとおり、その損害賠償の根拠というのは基本的には民法の不法行為の規定であろうというふうに考えておりますが、そういうようなものをあげて書かなくてもそのことは当然妨げられないだろうということを落としているわけでございます。

○松野(信)委員 では、従来と変わらないということで、その点は御答弁いただいたというふうにしておきます。

それから、今回、不正な目的での商号の使用を禁止している、それはそれでいいのですけれども、どうしても、事後的に差しとめとか損害賠償といふような形になっているのですから、それだけで本当に十分できるのかなという心配はないわけ

ではないわけですね。

恐らく、不正競争防止法とかこの八条でいいけるから対応はできるというのが法務省サイドのお考

えではないかというふうに思います。この八条のところは「不正の目的」ということになつてしまつた場合には、この八条は使えないと

いうことになります。

また、それから、不正競争防止法の方は「不正競争」ということが前提になつているものですから、この事務的な手続だけでも全部が全部防止できるかというと、これも必ずしもなかなかそうでもない。誤認せしめるような形にしないと不正競争防止法で使えないというわけですね。明文で書いてあるのをわざわざこの新しい八条の第二項では外したという趣旨が私はどうも必ずしも理解できないので、今の局長の話で、明文に書いていなくたって損害賠償の請求もできるというのは、その根拠は何でしょうか。民法七百九条の不法行為でいいけるんだ、こういう趣旨ですか。

○松野(信)委員 「不正の目的」というところと、不正競争防止法上で言うところの「不正競争」、これは同じだというふうに理解をしてよろしいんでしょうか、それとも、これは違うものだというふうに考えるべきでしようか。

○寺田政府参考人 基本的には私の方で所管している法律ではございませんので、若干不正確な言葉になるかもしませんが、不正競争防止法の方は事業者同士が競争している環境のもとにおいて不正な行為が行われるということでござります。この「不正の目的をもつて」というのは、事業者同士の競争関係というのを必ずしも前提にはしていないという違いはあるかと思いますが、現実の問題としては、しかし相当重なり合う行為はなかろうかというふうには思います。

○松野(信)委員 重なり合うかもしれないといふことをおっしゃいました。ふえないと、いふことをおっしゃいましたが、敵対的買収はふえないといふことを詳しく述べました。

○南野国務大臣 敵対的買収はふえないといふことに関連しておっしゃいますが、敵対的買収とは一般的に経営者の意思に反する買収のことを指してお

ついてはさらにぜひ検討をしていただきたいといふことを申し上げて、時間が参りましたので質問を終わりたいと思います。

○塩崎委員長 次に、中塚一宏君。

速記をとめてください。

○塩崎委員長 〔速記中止〕では、速記を起こして。

○中塚委員 民主党の中塚一宏です。

本日は会社法の審議ですが、私は、合併、買収、その他企業再編の問題、特に、それについて投資家の保護ということからお伺いをしていきたい

と思っております。

どんんどんと持ち合い解消というのが言われておりますし、持ち合い解消自体も進んでいます。

しかし、また、金融ビッグバンというのが言われて久しいわけですが、フリー、フエア、グローバル

ということでおもその歩みを進めてきたといふことがあります。

ただ、会社法は、きょうある人に聞いたところになります。

これは基本法みたいなものだというお話をされた方がいらっしゃるそですけれども、基本法は基本

が法で結構ですが、その周辺の問題というのも

ちゃんと整備をされていかなければ本当の意味で

の投資家の保護というものにはなつていかないだ

ろう、そういう視点、観点でお伺いをしていきた

いと思っております。

今回、会社法の改正で合併対価の柔軟化とい

うことが盛り込まれているわけなんですが、まず南

野法務大臣にお伺いをしたいと思ひますけれども、本会議の答弁で、敵対的買収はふえないといふことをおっしゃいました。

敵対的買収はふえないとおっしゃっていましたが、ふえない理由の一つに、この合併対価の柔軟化一年凍結といふことですけれども、はつきり言つて、敵対的買収がふえないというのじやなくして、敵対的買収、あるいは友好的でも同じですが、あるいはいい悪いということでも同じですけれども、この法案が通つたつて、やはり三角合併をするということについていろいろな障害とい

おりますけれども、会社が合併をするためには経営者が合併相手と合併契約をしなければなりませんから、敵対的な状態で合併することはできない

このように、合併には友好的なものしかありません。そういう立場から、この対価を柔軟化することによって、合併自体が行きやすくなることはあつても、敵対的買収がしやすくなるわけではありません。

もつとも、合併対価の柔軟化によって、合併の実現を目的とする株式の買い集めがふえる可能性はござりますので、その結果として敵対的買収がふえるのではないかという懸念については、これを否定し切ることはできないと思っております。

○中塚委員 買収あるいは合併というの最終的にはちゃんと友好的なものとして行われるわけだから、敵対的買収はふえない。

それは確かに大臣がおっしゃるとおりなんですが、敵対的というのには経営陣に対して敵対的、すけれども、まず、やはり言葉の問題として、敵対的買収と言いますが、今御答弁の中でもあります。

それが確かに今大臣がおっしゃるとおりなんですが、敵対的と言います、今は経営陣に対して敵対的、いろいろな意味があると思うんですね。ただ、敵対的であつてもいい買収だつてあるわけですね。

敵対的で悪い買収というのだからあるわけですね。これは後からお伺いをしたいと思いますけれども、敵対的だから悪いということではない、敵対的であつたつていい買収ということだつてあります。では、そのいい悪いというの何によつて決まるのかということは、私、すごく大事なことだと思います。これはもうちょっと後の方でお伺いをいたします。

敵対的買収はふえないとおっしゃっていましたが、ふえない理由の一つに、この合併対価の柔軟化一年凍結といふことですけれども、はつきり言つて、敵対的買収がふえないというのじやなくして、敵対的買収、あるいは友好的でも同じですが、あるいはいい悪いということでも同じですけれども、この法案が通つたつて、やはり三角合併をするということについていろいろな障害とい

うのがあつて、そつちの方は全然まだ整理がされていないということを私はまずお伺いをしたいと思つてゐるんです。

きょうは財務省にもお越しをいただいておりましたけれども、株式を対価として企業再編を行う場合、やはり課税の繰り延べというものがないと、はつきり言つて全然これは前に進んでいかないんですね。

現行税制についてお伺いをしたいと思うですが、合併対価を柔軟化するということですが、三角合併であるとかあるいは三角株式交換というのもある、また現金対価であれば、いわゆるキャッシュアウト・バイ・マージャーというやり方もあるし、キャッシュアウト株式交換というやり方もあるわけなんすけれども、これらについて現行の税制を適用した場合、課税の関係ということはどういうふうになつてあるのか。消滅する法人、そして残る法人、株主というこの三つに分け、今申し上げた四類型について、この三つに対してもういう課税の関係になるのかを御答弁いただけますか。

○竹田政府参考人 お答え申し上げます。

まず、我が国の現行税制でござりますけれども、企業の合併が行われた場合におきまして、まず合併の場合ですが、その合併によつて資産等を移転した法人、被合併法人、先生おつしやいました消滅法人でございますが、この法人自体の課税につきましては、企業グループ内の合併あるいは共同事業を行つたための合併の場合には、一定の要件のもとで移転資産の譲渡損益を繰り延べる、それから、この法人の株主の課税につきましては、株式の譲渡損益を繰り延べる等の措置が講じられております。それからもう一つ、商法の規定に基づく株式交換でござりますけれども、これが行われた場合、完全子会社となる法人の株主に対する課税でございますけれども、これは一定の要件のもとで株式

の譲渡損益を繰り延べる措置が講じられておりましたが、合併対価を柔軟化するということですが、三角合併であるとかあるいは三角株式交換というのもある、また現金対価であれば、いわゆるキャッシュアウト・バイ・マージャーというやり方もあるし、キャッシュアウト株式交換というやり方もあるわけなんすけれども、これらについて現行の税制を適用した場合、課税の関係ということはどういうふうになつてあるのか。消滅する法人、そして残る法人、株主というこの三つに分け、今申し上げた四類型について、この三つに対してもういう課税の関係になるのかを御答弁いただけますか。

○中塚委員 合併対価の柔軟化の商法特例というものが今産業再生法の中にもあるわけなんですが、産業再生法を利用した場合の三角合併については、課税の関係はいかがですか。

○竹田政府参考人 産業活力再生特別措置法に基づきますこうした三角合併等につきましても、現行税制においては譲渡損益等の課税関係が生ずるものとして取り扱われることになるわけでござります。

○中塚委員 ですから、いい悪い別ですが、敵対的とかいろいろなことを言うんすけれども、合併対価を柔軟化されるということなんだが、結果的にあの譲渡損益を繰り延べる等の措置が講じられてるところでござります。ただし、これはいずれも、当該法人の株主がその合併法人の株式のみの交付を受けるということが条件とされております。それからもう一つ、商法の規定に基づく株式交換でござりますけれども、これが行われた場合、完全子会社となる法人の株主に対する課税でございますけれども、これは一定の要件のもとで株式

の譲渡損益を繰り延べる措置が講じられておりましたが、合併対価を柔軟化するといふことは、なる法人から新株の割り当てを受けることが条件とされておるわけでござります。

したがいまして、今先生の方からお話をございましたが、現金ということでござりますので、それから株式交換につきましても、三角株式交換あるいはキャッシュアウトによる株式交換、こういつたものは完結合併あるいはキャッシュアウトマージャー、これは合併に当たつて合併法人の株式を交付しないわけでござりますので、親会社の株とかあるいは現金ということでござりますので、それから株式交換につきましても、三角株式交換あるいはキャッシュアウトによる株式交換、こういつたものは完結合併あるいはキャッシュアウトマージャー、これは合併に当たつて合併法人の株式を交付しないわけでござります。

したがいまして、今先生の方からお話をございましたが、現金ということでござりますので、それから株式交換につきましても、三角株式交換あるいはキャッシュアウトによる株式交換、こういつたものは完結合併あるいはキャッシュアウトマージャー、これは合併に当たつて合併法人の株式を交付しないわけでござります。

○小此木副大臣 会社法案に規定されている合併等対価の柔軟化に係る税制改正の要望につきましては、同法案における関係する諸規定の施行までの間に、課税の公平、適正及び租税回避防止の観点も十分に踏まえて検討してまいりたいと思いまして、この産業再生法、これについて、三角合併の税の特例、課税の繰り延べについては税制改正でずっと要望されてきていると思うんですが、それについて、まずその要望について経済産業省にお伺いをして、そして統一して、きょう財務省から副大臣にお越しをいたしておりますが、認められていないということについて、その認められていない理由について今御披露いただけますか。

○小此木副大臣 会社法案に規定されている合併等対価の柔軟化に係る税制改正の要望につきましては、同法案における関係する諸規定の施行までの間に、課税の公平、適正及び租税回避防止の観点も十分に踏まえて検討してまいりたいと思いまして、この産業再生法、これについて、三角合併の税の特例、課税の繰り延べについては税制改正でずっと要望されてきていると思うんですが、それについて、まずその要望について経済産業省にお伺いをして、そして統一して、きょう財務省から副大臣にお越しをいたしておりますが、認められていないということについて、その認められていない理由について今御披露いただけますか。

○佐々木政府参考人 お答えいたします。

産業活力再生特別措置法に基づく三角合併等の要望につきましてでござりますけれども、いわゆる三角合併等に係る課税関係につきましては、これまで合併法人等、被合併法人等という二者の関係として整理されてきた組織再編税制に新たに親会社という第三者を持ち込むという点、また、外国法人や外国株主が関係し得る組織再編成であり、国際的な租税回避行為を防止することが極めて重要であるという点、こういう点を踏まえますと、慎重な制度設計が求められているということを何とぞ御理解を賜りたいと思います。

その上で、産業活力再生特別措置法に基づく三角合併等について申し上げますと、十七年度税制改正等におきまして税制改正要望が提出されたことは事実でござりますが、ただいま御審議をいたしております会社法案において三角合併等に係る抜本的な整備が行われることが予定されておりましたことから、これに先駆けて産業活力再生特別措置法に基づく三角合併等についてのみ税制を部分的に手直しすることは困難とという理由で税制の手当てが見送られてきたものでござります。

○中塚委員 おつしやる理由はわからないでもないというか、はつきり言つて全然わからないんですけれども、要は、産業再生法でやら認めてこなすけれども、それは今までににおいては必ずしも当事者の御要望どおり十分な幅を与えていなかつた。これを、いろいろな国際的な情勢、あるいは日本におけるさまざまな経済状況で、選択する余

地を広げてほしいという御要望があり、またそれが正当であろうということで、合併対価の柔軟化もそういう問題の一つとして今回提案をさせていただいているところでございます。

私どもとしては、政策的に、合併において対価が現金であるべきである、あるいはもとより株であるべきであるというのは、これは当事者の選択によるべきところでありまして、法務省としてどちらがより政策的に望ましいかという判断はすべきでもないし、またこれまでそのようなことにはかかわってまいらなかつたわけでございます。

大臣が申し上げたことはそういう観点から御理解をいただきたいところでございます。

○中塚委員 それは法律を担いでいらっしゃるのには法務省なのかもしれないだけれども、事の重大さというのは、我が国の経済産業のあり方、会社のあり方ということに大きくかかわってくる問題なわけですよ。そういう意味で、法務省として考えがないというのは、それは同じ内閣でやつていらっしゃるんですから、よその国の役所が二人ここへ来て話をしているわけじゃなくて、同じ内閣の役所が来てお話をされているのに、いや、それは選択肢をふやすと。

だから、私は冒頭に言つたけれども、基本法だという話をちょっとときよう小耳に挟んだんですが、基本法は基本法で結構だけれども、ではその周辺の環境の整備というのはどうなつていてるんですけど、そういうことをお伺いしておるわけなんですね。だから、税制の問題だつて、合併対価の柔軟化ということをやる以上はセットにして出していく。では、大臣は、合併対価を柔軟化する、その合併の対価は別に現金、お金でなくても構わない、株でもいい、当事者で話し合つてもらえばそれは何でもいい、何でもいいけれども、別に課税の繰り延べ等をやらなければ現実問題としてこの三角合併なんというのは起こらない、それは起こらなければ起こらないでいい、そういうふうにお考えなんですか。

○寺田政府参考人 この会社法の守備範囲という

ものが、そういうことを可能にするということではないと経済のために困るという状況でございますので、私どもはそれを可能にするという措置を今とうとして、ここで法案を提出してお願いをしているわけでございます。現実にどういうふうに産業政策上日本経済を持つていくかということ

は、これはまた別の観点からいろいろお考えになることでございますので、大臣も当然内閣の御一員としてそういうお考えをお持ちでしようけれども、法務省の立場として、税制上の手当てについて考えて持つということはないということを大臣から申し上げておるわけでございます。

○中塚委員 必要だからやるという御答弁が今ありますけれども、必要だからおやりになるんだつたら、使われる制度をつくらなきゃしようがないでしようが。だから、課税の繰り延べ等をほつたらかしにしておいてこの制度が使われると思うておられるんですか、使われなくたつていいんですか、そういうことを聞いておるんですよ。いかがですか。

○寺田政府参考人 それは、内閣全体のお立場から、この法律の施行までにお考えになるべきところがお考えになられることというふうに私どもは承知いたしております。

○中塚委員 お考えになるべきところがお考えになることだというふうな御答弁でありますけれども、でも、私はやはりそれはおかしいと思いますよ。これを提案するということは、ちゃんとワーカークするようにしていくというのが当たり前の話なので。

○中塚委員 この件ですらもう言わずもがななんですが、会社法は、こういう買収とか合併とか組織再編だけのことじゃなくて、ほかにもいろいろな中身があるということなんですねけれども、特にこの部分については、いろいろな事件が昨今起っている、起こっているから駆け込みでいろいろな制度をぶち込んでいる部分もあるし、あるいは予定していたものを一年延ばすというようなこともあります。

○南野国務大臣 お問い合わせの件でございますけれども、吸収合併契約におきましては、合併対価を存続会社の株式等以外の財産と定めた場合、存続会社は、吸収合併の効力が生じた後に、消滅会社の株主に対して合併対価として定めた財産を引き渡す義務、これを負つておるということでございます。

したがいまして、合併対価を外国企業の株式と定めた場合には、存続会社は、吸収合併の効力が生じた後、その外国企業の株式を消滅会社の株主に引き渡す必要があるということでございます。

具体的には、その外国企業の設立準備法に基づまして、株券の交付または株主名簿の記載の変

それはあり得ないと思う。やはりそれは同じ内閣としてちゃんと連携をして、法律もお出しになつてあるんだから、きつちりと税の問題についても法務省なりの考え方というものをお出しになつておるわけでございます。現実にどういうふうに税制改正というものも一緒に提出するべきだとうふうに思います。

では、こればかりやついててもしようがないので、最後に財務省にお伺いしますけれども、先ほども御答弁いただきましたが、要は、この合併対価の柔軟化ということが起つた、これが成立をするとということになった場合に、この税の問題、課税の繰り延べですけれども、これについては今私がるる申し上げてきたとおりで、課税の繰り延べというのをやらないと、この合併対価の柔軟化の制度というのはワークしないんですね、動かないんですね。だから、そういうことを踏まえて、来年度の税制改正で、この譲渡益課税を繰り延べるという税制改正についておやりになるのかどうかということについてお答えをいただけますか。

○田野瀬副大臣 今後、要望省庁において税制改正要望に向けた検討がなされる、このように考えておりまして、財務省といたしましても、具体的な税制改正要望を受けた後、新たな会社法の実施までの間に、課税の公平、適正及び租税回避防止の観点も十分に踏まえて検討してまいりたい、このように考えております。

○中塚委員 この件ですらもう言わずもがななんですが、会社法は、こういう買収とか合併とか組織再編だけのことじゃなくて、ほかにもいろいろな中身があるということなんですねけれども、特にこの部分については、いろいろな事件が昨今起っている、起こっているから駆け込みでいろいろな制度をぶち込んでいる部分もあるし、あるいは予定していたものを一年延ばすというようなこともあります。

○南野国務大臣 お問い合わせの件でございますけれども、吸収合併契約におきましては、合併対価を存続会社の株式等以外の財産と定めた場合、存続会社は、吸収合併の効力が生じた後に、消滅会社の株主に対して合併対価として定めた財産を引き渡す義務、これを負つておるということでございます。

したがいまして、合併対価を外国企業の株式と定めた場合には、存続会社は、吸収合併の効力が生じた後、その外国企業の株式を消滅会社の株主に引き渡す必要があるということでございます。

資から日本の会社が買われるんじゃないか、外資はその時価総額が大きい、日本の会社は時価総額がどんどん減少しているということで、外資にみんな持つていかれるんじやないかというような話もある。

ただ、私は、この外資ということについても、さつきの敵対的ということと同じなんですが、外資外資と言うけれども、外資のファンに日本人が金を出している、出資している例だつていっぱりあるわけですね。だから、そういう意味で、外資だからだめだと、そういう議論自体がちょっと時代おくれというか、フリー、フェア、グローバルというときに、外資だからだめだという話にはならないと思っておるんです。

その上で、私の問題意識をお話ししますけれども、外資が、この合併対価が柔軟化されたことによって三脚合併を行つ。それである会社が消えてしまう。それで、残つた会社があつて、残つた会社の株式が外国の会社の株式と交換をされるということですね。合併対価が柔軟化され、そうやって合併をするということなんですが、まず株式を対価とする合併の場合、外国企業の株式、我が国で上場をしていない外国企業がそのまま、でも、やはりそれはおかしいと思いますよ。これを提案するということは、ちゃんとワーカークするようにしていくのが当たり前の話なので。

○中塚委員 この件ですらもう言わずもがななんですが、会社法は、こういう買収とか合併とか組織再編だけのことじゃなくて、ほかにもいろいろな中身があるということなんですねけれども、特にこの部分については、いろいろな事件が昨今起っている、起こっているから駆け込みでいろいろな制度をぶち込んでいる部分もあるし、あるいは予定していたものを一年延ばすというようなこともあります。

○南野国務大臣 お問い合わせの件でございますけれども、吸収合併契約におきましては、合併対価を存続会社の株式等以外の財産と定めた場合、存続会社は、吸収合併の効力が生じた後に、消滅会社の株主に対して合併対価として定めた財産を引き渡す義務、これを負つておるということでございます。

したがいまして、合併対価を外国企業の株式と定めた場合には、存続会社は、吸収合併の効力が生じた後、その外国企業の株式を消滅会社の株主に引き渡す必要があるということでございます。

具体的には、その外国企業の設立準備法に基づまして、株券の交付または株主名簿の記載の変

更手続など、消滅会社の株主にその外国企業の株式の所有権を取得させる手続をとる必要があるということでございます。

○中塚委員 いや、手続があるのは別にだれだってわかるんですけれども、その具体的な手続といふのを法務省なりでちゃんとそれをつくって、海外の会社に対して、こうするんですよという話を広くちゃんと広報なりインフォメーションされていますか。そこはいかがですか。

○寺田政府参考人 これは外国会社の株式の取得を行なう場合には有価証券届け出書の提出が義務づけられていますけれども、御指摘の外國の機関決定に基づき組織再編の一環として行われるものであり、買収会社の株式取得等に投資者の買収会社は有価証券届け出書を提出する必要はない」という手続一般ということになるわけでございますけれども、現在も、証券会社にそのための口座を設けて、その口座に外国会社の株式の譲渡を受けたという記録を受ける、こういうことで株式を取得するということになると、ふうに伺っておりますので、この場合にもそのような手続をとる。こういうやり方については、私どもも関係者と協力いたしまして十分な広報はいたしたいと、いうふうに考えております。

○中塚委員 というふうに聞いているみたいで、そういう答弁ですけれども、だから、はつきり言って、合併対価を柔軟化して、海外の会社がこうやって株をばあっと強制的に転換して日本人の株主が海外の会社の株を持つというその手続、それをして、海外の会社に対してもまだきちんとやつてあるべきだ、というふうになるのか、どういうことで株主が保護されるのかということについて

しかしながら、合併に当たっては、商法上の適切な手続に従って株主総会において機関決定されることは当然であり、その際に、株主の権利保護の観点から、株主に対する対価に係る情報の提供がなされる、あるいは株主としての地位を継続するか否かを含めて一定の判断がされるものではないか。こういう関係からいきますと、商法の四百八条ノ三が適用されるのではないかと考えておるところでございます。

○中塚委員 今の御答弁で、要は、発行開示と継続開示、開示規制は二つあるわけですね。合併するときに株主総会があつて、それは冒頭、南野大臣がおつしやつたとおりで、敵対的な買収は行われない、買収自体は合意して行われる。それはそれは海外の会社に対してもまだきちんとやつてあるべきだ、というふうに解釈されるのではないかと思つてゐるところでございます。

○中塚委員 上場会社の親会社、非上場のもので、それは情報開示すると、この間、例の証取法の改正で決まったわけですね。私は証取法の審議のとき時間がなくてできなかつたんだけれども、で

は、その親会社の情報開示というもののが果たしてあるものと考へてゐるところです。それで十分かという議論はあると思うんですけど、それは内国株式の場合だつてそうなんですからね。

○七条副大臣 具体的に商法上の問題でやらなければならぬといふことがあるとするならば、これは証券法上だけではなくして、商法上の問題、情報開示、日本に上場していない会社ですよ、その情報開示といふものはちゃんと制度として整える必要があるのではないかと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○振角政府参考人 お答えいたしたいと思いま

す。そこはいかがですか。

○七条副大臣 今お話のある件、先生の御心配をされることは重々よくわかるわけあります。今回の証券取引法改正におきまして、上場会社によって、その企業のいろいろな企業情報、これが何を広くちゃんと広報なりインフォメーションと交換をされるということを私は申し上げたいんですよ。だから、やはりそういうことをちゃんと整備しないでこの合併対価の柔軟化ということを言うこと自体が間違つてゐるし、時期尚早だということを私は申し上げたいんですよ。

次に伺いますけれども、これも同様に、三角合併によつて外国の企業の株式が、要は日本の株式と交換をされるというとき、しかもその海外の企業というものが日本で上場をしていないといふの情報を開示規制というのは今どうなつてゐるん

ですか。これは金融庁に伺います。

○七条副大臣 これは金融庁でございますけれども、証券取引法上の有価証券の募集及び売り出しを行なう場合には有価証券届け出書の提出が義務づけられているわけでありますけれども、御指摘の三脚合併等で行われる株式交換については、会社の機関決定に基づき組織再編の一環として行われるものであり、買収会社の株式取得等に投資者の買収会社は有価証券届け出書を提出する必要はない」といと解されるわけであります。

しかしながら、合併に当たっては、商法上の適切な手続に従つて株主総会において機関決定されることは当然であり、その際に、株主の権利保護の観点から、株主に対する対価に係る情報の提供がなされる、あるいは株主としての地位を継続するか否かを含めて一定の判断がされるものではないか。こういう関係からいきますと、商法の四百八条ノ三が適用されるのではないかと考えておるところでございます。

あるいは、もう一つ、上場会社でない場合もあるわけでありますけれども、この場合につきましては証券取引法上の開示の対象とならないわけではありませんが、先ほど申し上げましたように、商法の四百八条ノ三、買い取り請求権というものがありますけれども、先ほど申し上げたとおり、商法の適切な手続に従つて株主総会において機関決定が行われることは当然であり、その際、株主の権利保護の観点から、株主に対する対価に係る情報の提供がなされ、あるいは株主としての地位を継続するか否かを含めて一定の判断がされるものではないかと思つてゐるところでございます。

○七条副大臣 具体的に商法上の問題でやらなければならぬといふことがあるとするならば、これは証券法上だけではなくして、商法上の問題、先ほど申し上げました商法の四百八条ノ三の問題との兼ね合わせも含めて、今後これらが問題にならぬことがあるといふことがあります。それで十分かという議論はあると思うんですけど、それは内国株式の場合だつてそうなんですからね。

○振角政府参考人 お答えいたしたいと思いま

す。そこはいかがですか。

○七条副大臣 今お話のある件、先生の御心配をされることは重々よくわかるわけあります。今回の証券取引法改正におきまして、上場会社によって、その企業のいろいろな企業情報、これが何を広くちゃんと広報なりインフォメーションと交換をされるということを私は申し上げたいんですよ。だから、やはり自分の責任でいろいろな情報をごらんになつてはいたはずですね。いろいろな情報になつたと。ある日突然外国の株になつて、その外

国の株の情報は今までと同じようには見られなくなつちやうわけですね。

○七条副大臣 そういうことになると、これは、制度の不備とまでは言わないけれども、やはりこの部分もちゃんと三脚合併によつて海外の株式を取得せざるを得なくなつた人、それは買ってもらえるという、それはまああれですが、でも、持つていてたいといふ人だつているわけですよ。株は、キャビタルゲインだけじゃなくてインカムゲインだつてありますからね。持つていてたいといふ人だつてあるわけだから。

そういう意味では、この外国企業の情報開示といふものだつてちゃんとやらなきゃいけないと思う。それはやはり内国企業並みにしないことには、投資家の保護、投資家の権利擁護ということにはなつていかないのではないか、そういう問題意識を持つていてるわけなんですが、合併対価が柔軟化され、三脚合併をされるというときに、この制度が通つたときに、やはり同時にこの外国企業の情報開示、日本に上場していない会社ですよ、その情報開示といふものはちゃんと制度として整える必要があります。それで十分かと思つますが、これについてはいかがでしょうか。

○七条副大臣 具体的に商法上の問題でやらなければならぬといふことがあるとするならば、これは証券法上だけではなくして、商法上の問題、先ほど申し上げました商法の四百八条ノ三の問題との兼ね合わせも含めて、今後これらが問題にならぬことがあるといふことがあります。それで十分かといふことはあると思うんですけど、それは内国株式の場合だつてそうなんですからね。

○振角政府参考人 お答えいたしたいと思いま

す。そこはいかがですか。

○七条副大臣 今お話のある件、先生の御心配をされることは重々よくわかるわけあります。今回の証券取引法改正におきまして、上場会社によって、その企業のいろいろな企業情報、これが何を広くちゃんと広報なりインフォメーションと交換をされるということを私は申し上げたいんですよ。だから、やはり自分の責任でいろいろな情報をごらんになつてはいたはずですね。いろいろな情報になつたと。ある日突然外国の株になつて、その外

の親会社に対する情報開示義務は、子会社である上場会社に係る投資家の投資判断によつて重要なある親会社の情報について、親会社自身に開示を求める趣旨になつております。これはもう先生十分御承知のとおりでござります。

したがつて、三脚合併後において、仮に合併存続会社が上場会社であれば、その親会社である外國の買収会社が有価証券報告書提出会社でない場合であつても、該当外國の買収会社の状況について、親会社情報の開示を通じて把握されることとなる。

あるいは、もう一つ、上場会社でない場合もあるわけでありますけれども、この場合につきましては証券取引法上の開示の対象とならないわけではありませんが、先ほど申し上げましたように、商法の四百八条ノ三、買い取り請求権というものがありますけれども、先ほど申し上げたとおり、商法の適切な手続に従つて株主総会において機関決定が行われることは当然であり、その際、株主の権利保護の観点から、株主に対する対価に係る情報の提供がなされ、あるいは株主としての地位を継続するか否かを含めて一定の判断がされるものではないかと思つてゐるところでございます。

○七条副大臣 具体的に商法上の問題でやらなければならぬといふことがあるとするならば、これは証券法上だけではなくして、商法上の問題、先ほど申し上げました商法の四百八条ノ三の問題との兼ね合わせも含めて、今後これらが問題にならぬことがあるといふことがあります。それで十分かといふことはあると思うんですけど、それは内国株式の場合だつてそうなんですからね。

○振角政府参考人 お答えいたしたいと思いま

システムでは、先般来提案しております証取法の改正で、外国の会社であつても、親会社については情報の開示を義務づけるということに証取法上はしておりますし、また商法上におきましては、合併のときに株主総会の機関決定において十分な対価に関する情報提供がなされて、株主として地位を継続するかどうかという判断がされるという手続になつてゐるというふうに思いますけれども、さらに先生がおつしやられたような議論もあり得るというふうには思ひます。

○中塚委員 発行開示だけじゃなくてちゃんと継続開示というものをしてあげないとだめだと思う

んですよ。そういった意味で、この会社法の合併対価の柔軟化ということをやる以上は、先ほど申し上げた税の問題もある、外国企業の情報開示の規制の問題もある、そういうことを全部整えた上で、この合併対価の柔軟化、三角合併などとを御提案になるべきだと思つんですね。

だから、やはりまだまだやらなきゃいけない課題というのはすごく多いんですよ。この会社法の審議だつて、そんなに急いでやるような話じやないですよ。今申し上げた税の問題、情報開示の問題、こういったことをちゃんと議論して、一つ一つの問題に答えを出して、そうでないと、経済のあり方、産業のあり方、それに加えて投資家の保護のあり方、権利の擁護のあり方、そこまでちゃんとやらないことには、今、例のライブドアとフジテレビのニッポン放送株争奪戦で、やはり世間の注目だつてすごく高くなつてゐるわけですね。

あの話だつて、私は、何が一番の問題かというと、やはり一般の株主、個人株主というものがい

かにならないがしろにされているかということだと思います。それが何か、フジの会長がどうだの、堀江がどうだとそんな話ばかりに矮小化されてしまつてゐるわけなんですが、やはりそこをちゃんとやらないと、この三角合併の法律なんか、とてもじやないけれども通すわけにはいかないです。やはりもつと十分にそいつた周辺の問題の

整備というものをやつていかなきゃいけぬ。それに関連をして、今、経済産業省の方で、法務省も御一緒にやられてゐると聞いておりますが、企業価値研究会というものがあつて、その企業価値研究会で、またここで出てくるんですが、敵対的買収防衛策の問題、今そういうことをいろいろ議論されているというふうに伺つてゐるんですけれども、この企業価値研究会、五月の末ですか、六月の初めですか、これは経済産業省にお伺いをすることになりますが、結論を出す、ある一定の答申というか考え方をお示しになる。きのうも部屋にお越しをいたいていろいろ話を伺いました。第一弾、第二弾があるようなことも書いてあって、第二弾ではT.O.Bのことも研究するというようなことでありました。

要は、議論の中身については大体きのうお伺いしましたからあれですが、この企業価値研究会の議論というものが、では、果たしていつ結論になるのかということがまず一点。第二点目は、この企業価値研究会の議論の結果、法改正に結びつく企業の自規制といふカルールというものがある。それがみんなばらばらになっているんですね。どこまでがどうで、何がどうなつてているのかというのが全然不明確で、しかも、何か個別の事件が起るたびにちよこちよこと変えるということになつていて、大変わかりにくくいうこともあります。同時に、やはり投資家の保護、権利の擁護ということについて明確になつてない、明らかになつてないといふことは、本当に大きな問題だと私は思つてゐるんです。

○小此木副大臣 今のところ、企業価値研究会、五月の中旬から下旬にかけてそういう結論を出したい、こういうふうなことを考えております。そして、法改正に結びつくかという問題でありますけれども、企業価値研究会が公表した論点公

開では、現行の商法及び会社法現代化により、今までの企業価値研究会が公表した論点公開では、現行の商法及び会社法現代化により、今御議論されているようなところでありますけれども、防衛策を導入するための法的インフラというものは用意されるというふうに私ども認識をしております。

したがいまして、企業価値研究会の論点公開で、少なくとも会社法につきましては、会社法現代化で提案されているもの以上には、法改正に結びつくものはないということも認識をしていま

むしろ、重要なことは、企業価値を損ねるような買収提案には機能して、企業価値を向上させるよう

ような買収提案には機能しないような合理的な防衛策のガイドライン策定を急ぐことが必要であると考えています。

○中塚委員 きょう、初めからずっとお話ししてきたのは、会社法のこともざることながら、周辺の環境の整備というものができておらぬじゃないか、税の話、情報開示の話ということをしてきたわけです。

続いてこのことをお伺いいたしますのは、結局、証券市場の問題を考えるときに、まず発行市場がある、それで流通市場があるわけですが、証取法がある、会社法がある、それとは別に東京証券取引所の自規制といふカルールというものがある。それがみんなばらばらになっているんですね。どこまでがどうで、何がどうなつてているのかといふのが全然不明確で、しかも、何か個別の事件が起るたびにちよこちよこと変えるということになつていて、大変わかりにくくいうこともあります。同時に、やはり投資家の保護、権利の擁護ということについて明確になつてない、明らかになつてないといふことは、本当に大きな問題だと私は思つてゐるんです。

四月の二十一日に、東京証券取引所が「敵対的買収防衛策の導入に際しての投資者保護上の留意事項について」という紙を出しているんですね。通告していたからごらんになつていてると思いますが、本当はここで皆資料配付をすればよかつたんですけども、ここにこういうことが書いてあるんですね。

「制度化前に本留意事項に沿わない内容の敵対的買収防衛策を導入された場合」この制度化と、防衛策を導入するための法的インフラというものは用意されるというふうに私ども認識をしております。

敵対的買収防衛策の導入に際しての投資者保護上の留意点についてということについて、まず、法務省としてはどういう御見解をお持ちなのか、もう一つは、こういった問題について周辺環境の整備がおくれているかということだと私は思うんですね。

東京証券取引所が、要は、制度化前に本留意事項に沿わない内容の敵対的買収防衛策を導入されたら、制度化後にはスキームの見直しをお願いすることも考へておられるというステートメントを出しているわけですよ。ということは、いかに今行政

の対応がおくれているかということでもあるし、たら、制度化後にはスキームの見直しをお願いすることも考へておられるというステートメントを出しているわけですよ。ということは、いかに今行政

の対応がおくれているかということでもあるし、もう一つは、こういった問題について周辺環境の整備がおくれているかということだと私は思うんですね。

○南野国務大臣 法務省といつしましては、東京証券取引所の判断の当否についてコメントすることはございません。

商法では、株式に譲渡制限をつける方法や新株予約権を発行する方法によりまして、敵対的買収に対する防衛策を工夫することができますが、そのような防衛策を採用するかどうかは、商法の規





すし、また、家族の方々についても、本当にどう理解していいのか、どう解釈していいのか、今まで生きていた、次は死の瞬間を迎えていた、そういうことにどのように自分自身を対応させたらいかというのは、これは家族にとって大きな課題であろうかというふうに思っております。そういう意味では、負傷された方もこれも大変気の毒であろう。PTSDのような形をこれからどのようにケアしていくべきやならないかという課題は大きく残っていくかな、そのように思います。心身の健康、まず心の健康ということも、その場にどう対応していかなければならなかつたか。まれに見るそういう大惨事をケアした方々、これもまた大変だと思います。電車に乗っていながら治療を受けた方も中にはおられる、そういうような方々に対しても、本当に御苦労さままでございましたと言いたいと思つております。

片や、また別な話題も展開されておりますので、その問題についてはまた別な課題で考えていかなければならぬと思いますが、そういう傷害を受けた方、被害を受けた方々にどのように対応していくかというのは今後の課題となつてくるだらうと思います。

たまたま私のめいも伊丹に住んでおりまして、その電車の前の電車の二両目に乗つていたということで、みんな大騒動したわけですが、後で電話がもらえて、よかつたと。それほど命というものの大切さを実感したということを私も一言申し上げられるのかなと思つております。

そういうことに加えて、やはり、電車または、西日本のJRでございますが、どの会社においても同じだと思いますけれども、自分たちの役割をどのように展開していくのか。あの電車は人の命を預かっている仕事でございまして、我々も国の命を預かっておりますし、国民の命を預かっておりますので、議員たる者、そういうような務めはしていかなければならないということは重々知つておりますが、その問題点についてどう解釈していくのか、その事故に対してもどう対応していくのか

いかといふのは、これは家族にとって大きな課題でありますかというふうに思つております。そういう意味では、負傷された方もこれも大変氣の毒であろう。PTSDのような形をこれからどのようにケアしていくべきやならないかという課題は大きく残っていくかな、そのように思います。心身の健康、まず心の健康ということも、その場にどう対応していかなければならなかつたか。まれに見るそういう大惨事をケアした方々、これもまた大変だと思います。電車に乗っていながら治療を受けた方も中にはおられる、そういうような方々に対しても、本当に御苦労さままでございましたと言いたいと思つております。

〔委員長退席、吉野委員長代理着席〕

○近藤(洋)委員 大臣、看護師さん等の御経験をお持ちですから、御自分のお言葉で、命の、この事件の重大性の認識をお話しいただきました。全くそのとおりだと思います。

また、改めて何でこの話を会社法の冒頭に申し上げたかといいますと、企業事故というものは、先ほど大臣、この事故のケガが大事です、全くそのとおりだと思います。同時に、防止が大事です、

そのとおりなんですね。ですから、企業のありようといふものをやはりきっちり会社法の中でも位置づけていかなければいけないということを指摘したいと思うわけですね。

ここ数年の事件を見ても、命にかかる大企業の事故ないしは不祥事、多いんですね。例えば三菱自動車工業のリコール隠し、これも命が奪われているわけですね。さらに言えば、最近では関西電力の美浜原子力発電所、この問題がござりますね。そして、今回のJR西日本ということであるわけですね。さらには、虚偽記載の話でいえば、これは西武鉄道から始まつて、UFJの検査忌避から、そしてカネボウの粉飾決算、新聞報道によると、上場廃止の方向といふのもきょう夕刊に出ておりました。

こういった大企業の不祥事、事故の共通の問題として、やはり企業みずからが自分の組織を律する内部統制、これが機能しているかどうかということが大変大きなポイントになると思うわけであ

かといふことも大きな課題でありますけれども、それをどう防いでいくのかというのが次の課題であります。

国土交通大臣も、しっかりと現場に行かれながら、次のポイントをちゃんとお示しいただいておりますけれども、さらにそれが実効あるものになつていかなければならない、そういう課題は大きな課題であると思います。それを参考しながら、いろいろな課題にそれを適用して、考え方を適用していきたいと思つております。

業報告書に記載するように求めて、このこと

が盛り込まれているわけですが、具体的にこの会社法改正で言うところのいわゆる内部統制というのは何なのか、そして、この規定を入れた理由を改めて伺いたいと思います。

○滝副大臣 今議員御指摘のとおり、特に最近の大会社を中心とするいろいろな事件、事故が目につくわけでございます。

そこで、今回の会社法改正で、商法上の大会社において、取締役会にいわゆる内部統制について

方針の決定を義務づけて、そしてその概要を營業報告書に記載するように求めて、このこと

が盛り込まれているわけですが、具体的にこの会社法改正で言うところのいわゆる内部統制というのは何なのか、そして、この規定を入れた理由を改めて伺いたいと思います。

業報告書に記載するように求めて、このこと

が盛り込まれているわけですが、具体的にこの会

社法改正で言うところのいわゆる内部統制と

いうことについて、省内外で、

例えば、いわゆるコンプライアンスという概念について、そういうことも含めて、コンプライアンスというのは言葉の定義で法令遵守と訳されますけれども、私はそれだけじゃないと思うんですね、ただ単に法律を守りなさいという話だけではあります、いわゆるもっと広い意味でのコンプライアンスという概念も含めて議論されてきたのか。もう一度、改めてこの具体的な内容を、どういうことをイメージしているのか、お答えいただきたいたいと思うんです。

○滝副大臣 基本的には、これからのお話でござりますけれども、今委員おっしゃるとおり、商法施行規則百九十三条というは全く味もそつけもないことがずらすら並べてあるわけでござりますけれども、その背景には、今回のこの内部統制システムをつくり上げる、こういうことで、改めてこのを現在でも掲げてございます。例えば、監査委員会の職務を執行する場合に、その補助をする使用者の問題でござりますとか、そういうような特に監査役と執行役とというような観点からの条文を施行規則で掲げてあるわけでござりますけれども、改めて、法務省令におきまして、内部統制システムについてこういったものを参考にしながらつくり上げていく、こういうふうに考えております。

○寺田政府参考人 コンプライアンスとの関係について御説明申し上げます。

おっしゃるとおり、コンプライアンスは、狭い意味では適法性の確保ということでござりますけれども、広い意味では、おっしゃるとおり、全体の仕組みが適正に回つているかどうかということについての、ルールどおりいくかどうかというこ

とにについての一つの規律というふうに理解できま

す。

ります。

そこで、今回の会社法改正で、商法上の大会社において、取締役会にいわゆる内部統制について改めて伺いたいと思います。

○近藤(洋)委員 法文では、まさに政省令で定めるとしか書いてないんですね。そして、副大臣おつしやつたように、それらしきものというふうにお答えいただきましたが、規則の中の第百九十三条の中に、私も読みました、この政省令では何を書いているのか全くわかりません。この政省令では三つ、四つ入れておりますけれども、例え

現在は、この内部統制システムは委員会等設置会社においてのみ義務づけられておるわけでござりますけれども、先ほど大臣が御説明申し上げたとおり、コーポレートガバナンスをめぐるいろいろな議論があるわけでございます。今おっしゃいました広い意味でのコンプライアンスを含めた企業がどう正しい規律のもとに内部の事項を行っているかということもあるわけでございます。

そういうことも法制審議会の中で議論した上で、委員会等設置会社のみならず、一般的に大会社、今度の会社法では株式会社の範囲というの非常に広いわけでござりますけれども、やはり大

会社は大会社なりの規律というのが必要だらうといふことで、委員会等設置会社でない、取締役会と監査役という形での株式会社においてもこの内

部統制システムというものが必要だ、こういう議論になつたわけでございます。

○近藤(洋)委員 ですから、議論はしたけれども、中身がよく出でていないということなんですね、少

なくとも現時点での法文では。また、お答えにもなつていいことだと思うんですね。この内部統制の話というのは、企業に対する実際の

現場では大変な影響を与える話なんですね。

御案内のとおり、この議論が出たというのは、発祥はアメリカですね。ウォーターゲート事件から始まって、ずっと議論が重ねてこられた。そして、昨今ではあのエネルギー会社のエンロンの破綻があつて、そしてワールドコムの破綻劇もあって、さらに言えば、そこには実は大手の会計監査の会社もかかわつていて、もうこれはめちゃくちやだということで大変な議論があつて、企業改革法がアメリカでは出てきたわけですね。そして今、内部統制という話は、アメリカでは着々と法律をつくってきた。

午前中の議論で同僚議員も法の部分が抜けているのではないかという指摘をされておりましたけ

れども、実はこれだけ大きなものなのに、さらつと会社法のところに内部統制の義務だけをつけ

て、そして中身がわからないというの、これは

会社においてのみ義務づけられておるわけでござりますけれども、先ほど大臣が御説明申し上げたとおり、コーポレートガバナンスをめぐるいろいろな議論があるわけでございます。今おっしゃいました広い意味でのコンプライアンスを含めた企業がどう正しい規律のもとに内部の事項を行っているかということもあるわけでございます。

法

案として、僕は欠陥法案だと思います。大変な

影響がある話だと思うんですね。

この点について、金融庁は現在、財務報告に

係する内部統制はいかにあるべきかという論点か

ら議論を進めていると聞いております。財務報告

に

関

する

内部統制が正しく機能してゐるかどうか

に

關

する

内部統制

が

正

し

く

機能

して

い

る

か

を

考

え

る

よ

う

と

考

え

る

よ

う

と

考

え

る

よ

う

と

考

え

る

よ

う

と

考

え

る

よ

う

と

考

え

る

よ

う

と

考

え

る

よ

う

と

考

え

る

よ

う

と

考

え

る

よ

う

と

考

え

る

よ

う

と

考

え

る

よ

う

と

考

え

る

よ

う

と

考

え

る

よ

う

と

考

え

る

よ

う

と

考

え

る

よ

う

と

考

え

る

よ

う

と

考

え

る

よ

う

と

考

え

る

よ

う

と

考

え

る

よ

う

と

考

え

る

よ

う

と

考

え

る

よ

う

と

考

え

る

よ

う

と

考

え

る

よ

う

と

考

え

る

よ

う

と

考

え

る

よ

う

と

考

え

る

よ

う

と

考

え

る

よ

う

と

考

え

る

よ

う

と

考

え

る

よ

う

と

考

え

る

よ

う

と

考

え

る

よ

う

と

考

え

る

よ

う

と

考

え

る

よ

う

と

考

え

る

よ

う

と

考

え

る

よ

う

と

考

え

る

よ

う

と

考

え

る

よ

う

と

考

え

る

よ

う

と

考

え

る

よ

う

と

考

え

る

よ

う

と

考

え

る

よ

う

と

考

え

る

よ

う

と

考

え

る

よ

う

と

案の審議の骨格のところの中が固まつていいないと  
言わざるを得ません、政府の中においても。

法務省は、この経済産業省の研究会にオブザーバーとして参加していると聞いておりますが、この研究会の中身を具体的に政省令に反映させると  
いう方向で進めるという考え方でよろしいんでしょうか。

○寺田政府参考人 会社法は、大企業一般でござ  
いますので、非常に一般的なことをいろいろ考  
えなきやならないとは思います。しかし、経済産業省がおやりになつておられることは、産業政策上の代  
表的な会社に適用されるべきいろいろなルールと  
してお考えになつておられるわけでございますか  
ら、当然それも一つの重要な参考資料だといふ  
うに私どもは受けとめて、今後検討してまいりた  
いと考えております。

○近藤(洋)委員 ゼヒツッカリと中を見ていただ  
きたいと思うんですね。

あわせて、これは大事な問題でして、企業統治の仕組みについて、アメリカの仕組みをそのままどんと入れるというのは、僕は議論があるところ  
だと思います。会社法上の大会社というのには資本金五億円以上ということが、これは本當に對象が広くなつてしまつますから、これもまた問題なわけですけれども、それに全部入れてい  
うかという議論もあります。

もう一つは、アメリカの方式をそのまま入れるべきではないと思うんです。やはり日本の企業統治のありようというのは、企業風土が違うわけですし、アメリカ型のトップダウンの企業運営と日本型のボトムアップとはまた違うわけで、その辺も含めて相当議論をしなければいけないとも思  
いますし、日本の企業に適したものと調整して入  
れるべきだと思いますが、経済産業省、いかがで  
しょう。

○舟木政府参考人 御指摘のように、アメリカにおきましても内部統制に関するいろいろな制度が整備をされているところでございますが、アメリカの事例につきましては、全企業一律に対応を求

めている点ですか、それから企業に過度な負担を生じさせるのではないかといったような批判も出ているというふうに承知をしているところでござります。

私どもの研究会におきましては、企業によつて異なるリスクに最適に対応していく、そういうた  
めに枠組みを設けたいという方向で検討を進めているところとございまして、我が国の企業実態に即し  
ましたガイドラインを作成していくといったふ  
うに考へておられるところとござります。

○近藤(洋)委員 繰り返し言つようですが、これ  
は企業の運営からすれば大変大きなテーマなん  
ですね。

私は、内部統制がすべて企業の足かせになると  
も思ひません。コンプライアンスというものを広く考へて、私は、信頼される企業になつて、ひいては会社の經營にとつてもプラスになるし、まさに信用される会社、信用される商品というこ  
とは利益にもつながることだと思ひます。

しかし、他方、新たな仕組みを入れると大変な  
負担になるのも事実ですね。大会社、アメリカ  
に上場している日本企業は会計事務所に払う費用  
だけに十億円以上かかるとか、人件費も含めたら  
何百億円かかるという事例も大企業の場合出てい  
るわけございまして、この辺も含めて、やはり  
大変大きな影響を与える条文、実は、内部統制を義務づけるということはそういう形にも広がる話  
なんだということだと思います。現場は大変混  
乱していると僕は思ひますよ、企業の現場は、何  
を書いたらいいのか、どうしたらいいのか、アメ  
リカ型までやるのか、やるべきなのかというので  
混乱されている。

あと、もう一点言えば、これは企業の内部統制  
だけじゃなくて、役所の内部統制も、企業に保管  
を義務づけるならば、役所の文書も保管を義務づ  
けられたらしいと思います。これは要望してお  
ります。

○近藤(洋)委員 必要に応じて検討すべきものと  
考へておる。要は、今、現状、このようになつ  
ているのは、ほかの刑罰との見合いで五年という  
ふうになつてあるんじゃないんですか。ほかの刑  
罰との見合いの中でも、通常の詐欺罪だとか例え  
ば企業にだけ自分の意思決定の中身の保管を突きつ

けるなんというのはちゃんとおかしいわけ  
ありますから、この辺も、これは情報公開法の改  
正の話でございますが、また別の機会に取り上げ  
ていただきたいと思うわけであります。

そこで、この内部統制の議論を進めてまいりま  
すと、どこまで内部統制をやるのかという議論に  
入つてくるわけでございますけれども、結局のと  
ころ、不祥事なりをさせない、起こさせない、さ  
らには企業にとつても社会的に信頼の置ける会社  
になつてもらう、それが日本の成長力につながる  
という意味においては、私は、経済の司法とい  
ますか、罰則であるとかいう全体のフレーム  
ワークを見直す必要があると思うんですね。

そこでお伺いしたいんですが、日本の経済犯罪  
といいますか、有価証券報告書の虚偽記載である  
とか独占禁止法違反の刑期や罰金は最長五年と聞  
いておりますが、刑法上ですね、これはアメリカ  
と比べて著しく低いのではないか。サーベンス法、  
企業改革法におきましては、たしか刑期が二十年  
とかそういう形で大変大幅に引き上げられたわけ  
ですけれども、なぜ日本はこのように刑期が低い  
のか。法務省の見解をお伺いしたい。

○大林政府参考人 一般論として申し上げます  
と、各種犯罪における罰則のあり方ににつきまして  
は、その罪の罪質や他の罪の刑との均衡、その犯  
罪によって起きた被害の内容や程度等種々の観点  
から総合考慮した上で決められるべきものであつ  
て、事案の内容に応じて適切な刑罰を科し得るも  
のでなければならぬと考えております。

そのような観点からしますと、各種経済犯罪に  
対する現行の罰則は適正なものと考へてはおりま  
すけれども、社会経済事情の変化等を踏まえ、必  
要に応じ検討を行つていくべきものと考へております。

○近藤(洋)委員 必要に応じて検討すべきものと  
考へておる。要は、今、現状、このようになつ  
ているのは、ほかの刑罰との見合いで五年という  
ふうになつてあるんじゃないんですか。ほかの刑  
罰との見合いの中でも、通常の詐欺罪だとか例え  
ば企業にだけ自分の意思決定の中身の保管を突きつ

殺人罪とか、私は余り詳しく述べませんが、  
ただ、そういうほかの刑罰との見合いで、虚偽記  
載なり独禁法違反は、ほかの刑罰がこうだから、  
まあ五年なんじゃないか、そういう相場感ででき  
ていいと思うわけであります。

これは、私は、もう一つ引き上げるべきだと思  
うですね、経済犯罪について。この部分につ  
いてはやはり、一罰百戒とは言いませんが、経済  
犯罪の刑期は引き上げる。ただし、その一方で、  
いわゆるアメリカで採用されています量刑ガイド  
ラインの考え方。これをひとつ参考にして、経済  
犯罪を抑制するという考え方があつてもいいので  
はないかと思うわけです。

アメリカのものをすべてアブリオリに導入する  
必要はございませんが、いいものは取り入れて参  
考にすべきだと思うわけです。この量刑ガイド  
ラインの考え方。これをひとつ参考にして、経済  
犯罪の、要するに、非常に悪い経営者については、ま  
さに均衡、懲役刑を高めて、そしてその上で、だ  
けれども、きちんとコンプライアンスなりルール  
を整備したところについては減輕するという仕組  
みを私は取り入れるべきだと考へるんです。

実はこの考え方方は、私ども民主党が提案をした  
独立法の改正案の中に入れさせていただきまし  
た、民主党案の中には。いわゆる事前に申告した  
れば引くとか、それだけではなくて、さまざま  
な考え方を入れさせていただきましたけれども、刑  
法の、経済司法の経済犯罪のあり方の中にこの量  
刑ガイドライン的な仕組みを入れるべきだと考  
えます。が、刑事局長、いかがお考へでしようか。  
○大林政府参考人 御指摘のアメリカ合衆国にお  
ける量刑ガイドラインは、同国における量刑の不  
統一を是正し、一般国民に量刑に対する予測可能  
性を与えることを意図して導入されたものと承知  
しておりますけれども、我が国における量刑は、  
御案内のとおり、一審及び上訴審を含めた審理を  
通じ、裁判所によつて、各事件ごとに、犯罪の輕  
重及び情狀等諸般の事情を考慮しつつ、事案に応  
じた適正な科刑がなされているものと承知してお

り、量刑ガイドラインを必要とする状況にはない、

れども、今の裁判構造において、今のようなガイ

それぞれ金融庁なり経済産業省のお考えを伺いた

アーティストの才能をもつて、アーティストとして活動する。

○近藤洋委員 刑事局長、必要ないとおっしゃるけれども、では、企業犯罪は減っているんですか。企業犯罪なり、そうした企業の不祥事は起きているではないですか。

決めるのか、あるいはそれに對して、今の各裁判所において、裁判官において、憲法上独立的なものを定められている我が國の法制度におきまして、そういうものが直ちに導入できる状況にある。

特に、独占禁止法は二年後に見直しが控えておりま  
すし、証取法も、先ほどの、全体の中で内部  
統制のあり方も含めて証取法が改正されるとい  
うことだとすれば、こういった量刑ガイドライン的

は、定款で、企業が自治というか、自分で決めれば相当なことが自由にできるような形の法改正ですね。企業の自由度が高まっている法改正ですね。それ自体は私は是といたします。流れとしてはい

それぞれのJR西日本の経営者の方々も、実は私、前職の新聞記者をやっているところ、当時民営化になつたばかりのJRを取材させていただいたことがあります。各営業車両のことは、個人的にこ

のかどうかという根本的な問題がござりますので、その点から、先ほど申し上げたとおり、犯罪の輕重及び情狀等諸般の事情を考慮しつつ裁判所に依るべきであることは、意見ござつて、

なこともさらに考え方を深める必要もあるかと思うわけですが、いかがでしょうか。

いことだと思います、企業の自治を高めていくと  
いうこと自体。

く存じ上げている方もたくさんいらっしゃいます。非常に立派な方々ですよ、個人個人を見れば、立派な方々です。そういった立派な方々も、ああいった問題を起こしてしまうわけですよ。例えますよ、こういう不祥事にしても。あれは、法律上、刑法上、問題にはならないでしょう。ならない部分もあるかもしません、刑法の話ではないかもしれません。

いずれにしろ、そういう立派な企業の大不祥事が起きたわけですよね。西武鉄道の問題も起きるわけですね。それぞれの企業の経営者の方個人個人は何も罪を犯そうと思つてやっているわけではありませんがわらず、これだけ大企業の犯罪が起きるわけです、事件が起きるわけです。減つていな

の制度を日本に取り入れられるかということになりますと、今そのようなことは困難であろうしてはできないのではないかというふうに私は考えているところでございます。

○近藤(洋)委員 今の仕組みを刑法全体の中から見ればなかなか実現は難しいというお話をございましたが、しかしながら、会社の不祥事、不祥事が起きたからこれをやるというパッチワーク的な話で考へておられるわけではありません。日本の構造的な社会のありようというものをもう一度、法令で遵守といいますか、倫理を持つてもらうという形の中から、経済犯罪がこれだけ複雑化する中で、今までの刑法の基準では低過ぎるし、さらには違法してもらうということについていえば、罰だ

先生が御指摘されましたように、これはまさしく政府全体として取り組むべき課題だというふうに我々は認識しているところでございまして、先ほど来法務省の方からお答えがありましたように、我が国の現行の刑事罰の体系には量刑ガイドラインというものは現在はまだ導入されていないということございますので、量刑ガイドライン的な発想を取り入れることにつきましては、我が国の刑事罰全体の体系を見据えた上で、法務省を中心として、関係省庁で慎重に検討すべき課題であるというふうに考えております。○舟木政府参考人 独禁法についてのお尋ねでございますが、産業政策の観点からどういうふうに考へるかということについてお答え申し上げたいと思います。

り求めしていくことが重要なわけですね。そうなると、最初の話から持つていきますと、内部統制というものの中身もわからない、かつ、それに対応する刑罰の体系のところも、お話をすと政府において慎重に検討すべきだと。どこまで意識があるのか。金融庁、課徴金をせつかく、内閣法制局に言わねながらも、議員立法の形で入れたんですから、もうちょっと前向きに考えたらいいと思いますよ。経済産業省は、審議官、恐縮ですけれども、ほとんど御答弁としては何も答えていなかつたわけですから、もう少し規律の世界をきつちりと考えないといけない。

少なくとも、そういうことを考へることなしに会社法の議論をしろというのは、極めてバランスを欠く、著しくバランスを欠くと思うんですね。経済司法のあり方を、会社法を見直すのであれば、せめてそういういた部分を含めてバランス論から考へても見直すべきだと思いますが、ここは司長さ

○大林政府参考人 それぞれの犯罪に対する処罰のあり方というものは、いろいろな考え方があるうかと思います。

状は問題ないと認識されているんですか。

必要性がない、では、刑法は今の体系でよろしいですか。そういう考え方でいいですか。現

促すような仕組みをつくる必要があるのではないかということなんです。その中で、量刑ガイドライン的な発想を経済犯罪において入れる必要があるのではないかという指摘なわけでございます。  
さて、そういう中で、これは刑法も土台になるわけですから、証取法及び独禁法の世界でもありますけれども、正規化へ向けてどういったことをやるべきか、正規化へ向けてどういったことをやるべきかということなんですね。

量刑ガイドラインそのものにつきましては、法務省からも御答弁がございましたし、金融庁からも御答弁がございましたけれども、法律的に検討すべき点も多く残っているのではないかというふうに考えておるところでございますが、いずれにしましても、経済産業省としましては、独禁法をはじめとした経済統制法といいますか、そういうものにつきまして、企業経営者がやはり自主的にちゃんと取り組む、違反を起こさないように取り組んでいく、そういう枠組みが極めて重要であるというふうに考えておりますので、先ほど申し上げました私どもの研究会におきましても、こういった企業経営者の取り組みを促すような仕組みについて検討してまいりたいというふうに考えます。

○滝副大臣　委員の御指摘はそれなりに私どもも共感をさせていただくところがあるだらうと思います。

特に、やはり経済事犯となりますと、なかなか分野だらうと思います。一般には、最近において、殺人、強盗、強姦については量刑のアップをしてまいりました。そういうような観点とまた別の観

今まで、そこまで量刑の問題で手がつかなかつた

んたちでは無理だと思います、この御答弁は政治家の方にお話をいただきたいと思いますが、副大臣、いかがですか。

経済司法のあり方を会社法を見直すのであれば、  
せめてそいつた部分を含めてバランス論から考  
えても見直すべきだと思いますが、ここは局長さ  
れたけの意見でござります。

第一類第三號 法務委員會議錄第十六號

点でこの経済事犯についてどういうふうなことをやつていくかというのは、それは、最初に刑事局長が申しましたよう、社会的情勢に応じて考えていかなきゃならぬ問題でございますから、法務省としても問題意識としては持っていると思いますけれども、そういうような声というものをどうやって受けとめていかかという問題があると思いります。

私どもは、そういう今までのようないわば破廉恥罪とは別の観点からの経済事犯についてどういふうに受けとめていかかというのは、私どもの課題として持つていかなきゃいけないといふうに思います。

○近藤(洋)委員 ゼひ、この問題は早急に議論すべきだと思うんですね。

私は、繰り返すようですが、別に企業性悪説に立つ者ではありません。それぞれの企業の個人個人は、経営者にしろ従業員個人は、よかれど思つて物事をやつているんだと思うんです。ただ、結果として、こういった内部統制がきちんと脱線してしまつたわけでありまして、そういつた問題に対しても法体系では対処できていません、さらには、その道筋もこの会社法案では示していないということを強く指摘したいと思いますし、先ほどの、前段のガイドラインが六月とか七月に出るという話でございましたけれども、だとするならば、くどいようですかれども、この審議も六月までじっくり審議をさせていただきたるものだということを申し上げて、質問を終わります。

○塩崎委員長 次に、計屋圭宏君。

○計屋委員 民主党的な計屋圭宏でございます。

それでは、会社法案に入る前に、原理原則、会社といふものについてお聞きしたいと思います。まず、会社とは何ぞや、定義をひとつ教えていただきたいと思います。

○南野国務大臣 お答え申し上げます。会社法制度は、當利事業を行おうとする者が共同して出資を行い、これを用いて事業を行い、利益

を得ることを可能にするために設けられた制度であると思っております。したがいまして、会社とは、當利事業を行い、それによって得た利益を出資者である構成員に分配することを目的とした団体であると言うことができるのではないかなと思います。

○計屋委員 確かに、要約すれば、人と社会に役立つと同時に利益の追求だ、こういうことだと思います。

そういうふうな観点からしますと、當利目的の課題として持つていかなきゃいけないといふうに思います。

○近藤(洋)委員 ゼひ、この問題は早急に議論すべきだと思うんですね。

私は、繰り返すようですが、別に企業性悪説に立つ者ではありません。それではの企業の個人個人

は、経営者にしろ従業員個人は、よかれど思つて物事をやつしているんだと思うんです。

ただ、結果として、こういった内部統制がきちんと脱線してしまつたわけでありまして、

そういう問題に対しても法体系では対処できていません、さらには、その道筋もこの会社法案では示していないということを強く指摘したいと思

いますし、先ほどの、前段のガイドラインが六月とか七月に出るという話でございましたけれども、だとするならば、くどいようですかれども、この審議も六月までじっくり審議をさせていただきたるものだということを申し上げて、質問を終わります。

会社は確かに當利目的ではありますけれども、そういうふうな伝統があるわけでもない、さらには、その道筋もこの会社法案では示していないといふうに思つて、こういった内部統制がきちんと脱線してしまつたわけでありまして、

そういう問題に対しても法体系では対処できていません、それではの企業の個人個人

は、経営者にしろ従業員個人は、よかれど思つて物事をやつしているんだと思うんです。

ただ、この内容においては、法制審議会といふところでも審議をいたしておりますけれども、その法制審議会にも関係省庁としてきょうお見えの省庁もそれ御出席いただいていたわけでござりますと、この会社法案というものは私は、法務委員会じゃなくて、まず経産委員会で、経産省からこれは出てくるんだろうと思うんですけども、この辺はどういつたふうなことなのか、御説明いただきたいと思うんです。

○寺田政府参考人 便宜、私どもから御説明申し上げます。

会社は、これまでいろいろな伝統があるわけでもない、さらには、その道筋もこの会社法案では示していないといふうに思つて、こういった内部統制がきちんと脱線してしまつたわけでありまして、

そういう問題に対しても法体系では対処できていません、それではの企業の個人個人

は、現に株式会社が保有している資産が責任財産といふになります。したがいまして、債権者は、當利事業を行い、それによって得た利益を出資者である構成員に分配することを目的とした団体であると言つてできるものではないかなと思います。

ただ、この内容においては、法制審議会といふところでも審議をいたしておりますけれども、その法制審議会にも関係省庁としてきょうお見えの省

庁もそれ御出席いただいていたわけでござりますと、この会社法案というのも十分に反映させていただいているわけでございます。

しかし、他方、そういう方に対する、債権者でありますとかあるいは一般の消費者でありますとか、いろいろな立場の方も、また会社を取り巻く利害関係者としておいでになるわけでありまして、そういう方々の利害も十分に反映した上で提出をさせていただいているということで御理解をいただきたいと思います。

私は、今お答えいただきましたけれども、これは逆だと思いますね。やはり自由な経済行為といふものを行つていくという観点において、ここはもうとどですね。そしてその上で、つまり法的なものを網をかぶせていくということが原理原則だと思ふんです。こういつたふうに、法的なものを縛つて、そしてその中で経済行為をやれというよつた、逆の立場から見ているところに大きな問題が生じてくるわけであります。

ですから、ここで中身に入つてまいりますけれども、平成二年の商法改正から十五年が経過したわけであります。平成二年五月二十五日に清水民事局長が最低資本金制度は高ければ高いほどよいと答弁しているわけです。今、なぜこの方針を百八十度変えて改正をしようとしているのか、そのポイントについてお答えいただきたいと思いま

す。

○南野国務大臣 株式会社の債権者にとりましては、現に株式会社が保有している資産が責任財産といふになります。したがいまして、債権者は、當利事業を行い、それによって得た利益を出資者である構成員に分配することを目的とした団体であると言つてできるものではないかなと思います。

ただしかし、会社を立ち上げるということは、これは当初、会社を運営するという観点から、電話も必要だ、車も必要だ、あるいは机も必要だ、事務用品が必要だ、こういうことになつてしまりますと、これは経費がかかりますから、そういう点で、やはりこの運営というものをやつしていく上において資本金というのはある程度必要だらう、

ですから、こういったふうな観点から考えてまいりますと、やはり私は、一方では大変無責任な

部分があるんじやないか、こういうふうに考える

んすけれども、これについて御答弁いただきた

いと思います。

○南野国務大臣 先生がおっしゃっている不適切な問題点が起り得るというのは、きっとペー

パークンパニーとかそういうことをお考えになつておられるのではないか、そのように思つてお

ります。

会社設立時の最低資本金規制を撤廃すると、株式会社の設立はそれは容易になりますけれども、会社を用いた法人格の濫用があつた場合には、会社の設立の難易度とはかかわりなく、これに適切に対処する必要があろうかというふうに思つております。

法人格の濫用の問題につきましては、現行法におきましても、一つは、発起人及び取締役等の第三者に対する責任、また、判例上認められている法人格否認の法理によりまして対処がされております。会社法案におきましても、この点は変わりはございませんということを申し上げたいと思ひます。

○計屋委員 ベーカンパニーとかいうことは絶りも、健全に会社を運営していくということは経費がかかりますし、そして、それを担保する手段といふのがないと、せっかく会社はいい方向に伸びようとしても、これを金融面で補足していくといふことがないわけです。だから、ばらばら

先ほども質問がありまして、同僚の中塚一宏氏が税務体系と一体となつていいということをおつしやつていたわけですねけれども、やはりこれは金融面でフォローしていかない限り、一円で会社を始めたとしても壁にぶつかる、あるいはまた、せっかく前向きで将来の展望が開けても、そいつたような手立てをしていないところに私は大きな無責任な部分あるいは危険性というものが伴つていくだろうというふうに思うわけです

けれども、これについて説明していただきたいと思います。

○七条副大臣 私の方は、金融庁から御答弁をさせたいだときたいと思います。

今先生御指摘になられましたように、新しく企

業を設立させる場合、特に中小企業が何をやつていくかというには、経営実績がない、あるいは資産の背景に乏しいというようなときに、資金調達の円滑化が一層重要であるということはもう先生が今言われたとおりであろうと思いますが、これは一般論として言うならば、資金の融資の判断は各金融機関の自主性にゆだねられているといふことも間違いないと思っております。

しかしながら、金融庁としては、例えば昨年末に公表いたしました金融改革プログラムにおいて、不動産担保あるいは保証に過度に依存をしない資金調達方法の拡充を掲げて、事業からのいわゆるキャッシュフローを重視する、あるいは企業に対する金融機関の日書き能力の向上なども含め

て、担保、保証に過度に依存をしない融資の推進を金融機関に繰り返し要請をしておるところでございます。会社法案におきましても、この点は変わらぬことだと思つております。

例えば、先生、私も中小企業の社長をやつてい

たことがあります、売掛金というものの契約をする、そして、売り掛け債権を一つの担保にするとか、あるいは、在庫が今これだけはあるんだよ

といふのがない、せっかく会社はいい方向に伸びようとしても、これを金融面で補足していくといふことがないわけです。だから、ばらばら

とだとか無担保融資というものを活用していけばいいだろうということなんでしょうけれども、た

だしかし、最初一円で会社をスタートして、そして既存の会社が活用するようなことをやれといつても、これはいろいろな問題で問題がある。

つまり、どういう問題かというと、やはり役員業を設立させる場合、特に中小企業が何をやつていくかというには、経営実績がない、あるいは資金調達の円滑化が一層重要であるということはもう

先生が今言われたとおりであろうと思いますが、これはブレーンもない、あるいは今度は会社の仕事の営業もしなきやいけない。そういうふたよ

うことで、やはり実績があればそういうふうなことも間違いないと思っております。

ですから、行き詰まつて、資金ショートする。こ

の制度といふのは、つまり一円で、取締役も一人

でやつていいけるということですから、会社を起こ

すことをやれといつても、これはなかなか難しい。

ですから、行き詰まつて、資金ショートする。こ

の制度といふのは、つまづかず、それでそういう

ことです。でも会社をスタートして、それでそういう

ことをやれといつても、これはなかなか難しい。

ですから、行き詰まつて、資金ショートする。こ

の制度といふのは、つまづかず、それでそういう

ことです。でも会社をスタートして、それでそういう

ことをやれといつても、これはなかなか難しい。

ですから、行き詰まつて、資金ショートする。こ

の制度といふのは、つまづかず、それでそういう

ことをやれといつても、これはなかなか難しい。

たようなことを金融面から支援するということが大切だと思うんです、これについてお答えいただきたいと思います。これは、金融副大臣。

〔委員長退席、吉野委員長代理着席〕

○七条副大臣 私の方の担当で違うものですか  
ら、そのままお答えするわけにいかないので、失礼させていただきます。

○計屋委員 これは金融に関係することですか  
ら、やはり金融副大臣がこれに答えてもらわなければ。質問をよく聞いていないんじゃないですか。

○七条副大臣 これは金融に関係することですか  
ら、やはり金融副大臣がこれに答えてもらわなければ。質問をよく聞いていないんじゃないですか。  
もう一回御答弁をお願いします。

○七条副大臣 これは、先ほどからお話をあります  
したように、金融の中で借りるとか貸すとかいう  
ような話ですね。それから、例えば株式で融資を  
するとか融資をしないとかいうような話について  
は、これは企業が自主的にやるべきこと、そして  
企業の中で自主的に何かができるとき、金融  
機関がお手伝いをする範囲はどこまであるかとい  
うことを決めていく。あるいは、目つきという形  
の中で、企業がどういう形でやろうとしているこ  
とに対して目つきを持つかといふようなことも含  
めて、考えなければならないということがいつば  
り出でまいります。

ですから、先ほど申し上げたように、自主的に  
やらなければならぬから、金融機関だと、あるいは  
金融機関の中には株あるいは証券とかいう  
ようなどころも入ってまいりますけれども、そこ  
が一つの考え方の中で実施をし、それらを監督し  
ていくために何ができるのか。例えば、税の問題  
につきましては、先ほど言つた財務省の感覚でど  
うやるか、あるいはそれらを援助していくために  
くるんではないかと思っているところでございま  
す。

○計屋委員 今の答弁だと、非常に無責任に過ぎ  
るんですね。企業というものを、今、日本の景気  
の回復、あるいは企業の再生、世界の中で日本が  
競争に勝っていくことにおいて、競争力が  
今低下しているから競争力をつけていこうとい  
う

観点から、資本金が一円でもいい、こういうこと  
にしたわけでしょう。資本金が一円でもいいとい  
うことは、はどういう意味で一円でもいいとい  
うことでしたのか、そのところをもう一回答弁  
してもらいたい。

だから、そういう点ではもうちょっと真剣に考  
えていかないと、これは日本全体の景気の回復と、  
あるいは日本の国を将来どうするかという大きな  
観点に立つて考えていかなきやいけないわけであ  
つて、自主性に任せることとは大切なことで、やはりそ  
れけれども、やはり政治というのは、ではどこに  
スポットを当てていくかということが大切であつ  
て、そういう点ではもうちょっと大切であつ  
て、そういう無責任なことをやつていていた  
ならば、これは日本の国はどこにかじを切つてい  
くのかと私は心配になつてきたんですけれども。

○保坂副大臣 経済産業省から御答弁申し上げま  
す。

一円起業あるいはこのたびの会社法の最低資本  
金の制限の見直し等につきましても、私は、明ら  
かに産業政策が入つてゐると思うわけですね。一  
円起業に関しましても、現時点では約二万社がス  
タートいたしまして、雇用では八万人の雇用が確  
保されたと言われております。

確かに、先生おっしゃるとおり、つくるのはつ  
くつたけれども休眠法人だと、あるいはまた破  
綻するんじやないかというお話がございますが、  
おかげさまで今のところ破綻の数は少ないんですね。  
そして、上場まで卒業していくこうというよ  
うな企業がどんどん出てきておりまして、日本の企  
業の状況がややもいたしましたと閉業率の方が多  
い、起業、また創業、そういうような率が非常に  
低かったものでございますから、これを契機に、  
私たちに一つのきっかけにしたい。

そしてまた、こういう力のない方々に対する融  
資制度は、先ほども七条副大臣からお話をあります  
したけれども、政府系三公庫を始めとする政策金  
融もありまして、担保や保証人に過度に集中しな  
い制度が整つておりますから、そのあたりでフォ  
ローしてまいりたい、このように考えております。

〔吉野委員長代理退席、委員長着席〕

○計屋委員 今、一円でも会社ができるというこ  
とで、これを特例として認めてきて、ふえている。  
ただしかし、これは二年、三年、五年して結果が  
出てくることでございますから、今まで二年程度  
では、これは持ちこたえているということも言え  
るし、四年、五年待つことが大切で、やはりそ  
ういった一体として弱い零細企業、本当に一円で、  
役員が一人でスタートする企業を伸ばしていくと  
いうことは大切だ、こういうふうに思います。

時間もなくなつてしまひましたけれども、次に  
進めさせていただきます。

会社参与のネーミングについては、非常に古め  
かしいわけですよ。もつとわかりやすいネーミン  
グで、もつと夢と希望のあるようなことではないと  
受け身のこういったふうなことではちよつと何か  
夢と希望がないんじゃないか、こういうふうに思  
うんです。

そうしてまた、もう時間がなくなつてしまひま  
したので、もう一点つけ加えて質問させていただ  
きますと、この会計参与制度というのは、どちら  
かというと受け身なんですね。やはり企業を起こ  
してこれを経営していくというのは、前向きで取  
り組んでいかなきやいけない。前向きに取り組む  
形のものというのがやはり足りないわけですよ。  
ですから、私は冒頭に、会社の原理原則、それか  
ら、法務省じやなくてやはり経産省で、こういつ  
たふうな自由な経済行為というものをして、そこ  
に法の網をかぶせていくという、これが大切だと  
思つております。

ですから、例えば税理士さんがこれに当たると  
いうことであれば、分析能力は大変高いわけです  
から、税理士さんにコンサルタントの資格を与え  
る。あるいは、これはまだ与えるんじやなくして、  
やはり講習して、資格を与えて、そしてコンサル  
をしていく。つまり、起業の行為というのは、前  
向きに取り組んでいて、それで出たところを  
きつちりチェックしていくということが大切です  
から、チェックすることは厳しいけれども前向き

は勝手にやれよということで、やはりこれにコン  
サルをして、方向性というのを示してやつて經營  
指導していけば、会社というのは伸びていくとい  
うことはもう火を見るより明らかなわけですよ。  
ですから、そういうことを考えて、もっともつ  
と前向きに取り組んでいかなきやいけないんだろ  
うと思ひます。たぶん考えてるか、見解を示していただき  
たいと思います。

○南野国務大臣 先生お尋ねでござります。また、  
会計参与というのがちょっとお嫌いなように見受け  
ましたが、会計参与制度といいますのは、公認  
会計士や税理士といった会計の専門家が、役員と  
して取締役とともに計算書類を共同作成すると  
ともに、株主や債権者に対する計算書類を開示  
する義務を負うということによりまして、主に中  
小企業における計算の適正を確保しようという制  
度でござります。

ところで、辞書などを見てみると、参与とい  
うのは、いろいろなお考えがおありだと思います  
が、「ある事に関する」と、また「学識経験あ  
る人を行政事務などの相談にあずからせること」  
とされております。すなわち、会計参与は、単な  
る計算書類の共同作成者というにとどまらない  
で、その過程において、その専門的知識または知  
見を駆使して取締役に会計に関する適切なアドバ  
イスをするということにより、適正な計算書類の  
作成業務にあずかるべき存在であることから、い  
い名前で、会計参与の名称を用いるということに  
したものでござります。

もう一つ先生お尋ねでございました税理士さん  
などの件でござりますけれども、税理士さんなど  
の専門的知識を有する方は、各会社に対しても  
ざまな形でかかることが今考えられております  
し、しておられると思いますが、今回の会社法案  
におきましても、計算書類の適正さの確保を図る  
という趣旨から、会計の専門家が会計参与とい  
う立場で計算書類の作成に携わる制度を設けている  
ところであります。

もつとも、財務や会計の専門的知識を有する方の株式会社に対するかかわり方はそれだけにとどまるものではなく、各会社のそれこそ工夫により、専門的知識を有する方との間で任意の契約を結ぶことによつて、先生が御指摘のような経営コンサルタントのような役割を果たしていただくことも可能でございますので、先生の意に沿つているものというふうに思います。

○計屋委員 時間が参りましたけれども、これは受け身の形のものじやなくて、もつと積極的に会社の発展性というものを考えたネーミングにして、また、もう一步踏み込んだ形の業務というか経営指導というか、こういったことをやれるようにもつと明確にしていく必要があると思いますので、ぜひお願いを申し上げて、私の質問は終わります。

ありがとうございました。

○塩崎委員長 次回は、来る十三日金曜日午前九時十五分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。  
午後五時四十五分散会





平成十七年五月二十日印刷

平成十七年五月二十三日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P